

第2次坂戸市教育振興基本計画

(令和5年度～令和9年度)

～学び合い交流する人づくりのまち～



令和5年3月

坂戸市・坂戸市教育委員会

はじめに



近年、少子高齢化、子どもの貧困、ライフスタイルの多様化、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、超スマート社会の実現に向けた技術革新、グローバル化の進展など、私たちを取り巻く環境は大きく変化しており、教育分野の果たす役割は、重要なものとなっております。

本市では、教育行政を総合的かつ計画的に推進するため、平成29年度に「坂戸市教育振興基本計画」を策定し、学校における学習環境の整備や公民館事業の充実、スポーツ・レクリエーション活動の充実などの施策を推

進してまいりました。

このような中、「住みつづけたいまち 子育てしたいいまち さかど」を将来像とした「第7次坂戸市総合計画」を策定し、これに合わせて、教育環境の変化等を踏まえた、令和5年度から計画期間を5年とする「第2次坂戸市教育振興基本計画」を策定いたしました。この計画は、「学び合い交流する人づくりのまち」を基本に、計画の基本理念と基本方針を設定し、その実現のために教育に関する施策を取りまとめたものとなっております。

今後、本計画の基本理念の実現に向け、多様化する市民ニーズを的確に捉え、各施策を教育委員会と連携を図りながら、学校、家庭、地域及び関係団体の皆様と連携、協力し、各施策を着実に推進してまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。本計画が、本市教育の更なる発展とすべての人がいつまでも活躍できるまちづくりにつながることを心より願っています。

結びに、計画策定に当たり、市民コメント等を通じて貴重な御意見、御提言をいただきました皆様に心から厚く御礼申し上げます。

令和5年3月

坂戸市長 石川 清

「第2次坂戸市教育振興基本計画」の策定に当たって



教育委員会では、平成29年6月に策定した坂戸市教育振興基本計画の基本である「学び合い交流する人づくりのまち」の実現に向けて、小、中学校に校内無線LAN環境の整備、児童生徒一人一台の学習用端末の整備や電子黒板の配置、市民総合運動公園第一多目的運動場の改修工事の実施、電子図書館サービスの実施など、各施策の推進に取り組んでまいりました。しかしながら、高齢化の進展による人生100年時代の到来やIOT・A

Iなどの技術革新、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による生活への影響、価値観の多様化や地域コミュニティの希薄化など、子どもたちを取り巻く環境は刻々と変化しており、さまざまな課題に取り組んでいく必要があります。

これらの課題に対応していくため、「第2次坂戸市教育振興基本計画（令和5年度～令和9年度）」を策定いたしました。

本計画は、前計画の基本理念などを引き継ぎつつ、教育を取り巻く環境の変化等を踏まえて作成しており、本市の教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な指針となるものであります。

今後、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価により、施策の進捗管理を行うとともに、引き続き市長部局と連携を図りながら、基本理念の実現に向け、施策の着実な推進を図ってまいります。

結びに、計画の策定に当たりましては、市民コメント等で御意見等をお寄せいただいた皆様、御協力をいただいた関係者の皆様に厚く御礼を申し上げますとともに、市民の皆様におかれましては、今後も本市の教育理念の実現に向けて、引き続き御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年3月

坂戸市教育委員会教育長 太田 正久

目次

| | |
|-------------------------------|-----------|
| 第1章 計画の策定に当たって | 1 |
| 第1節 計画策定の趣旨・背景 | 1 |
| 第2節 計画の位置付け等 | 2 |
| 1 計画の位置付け | 2 |
| 2 計画の対象期間 | 3 |
| 3 計画の対象分野 | 3 |
| 第3節 国・県の動向 | 4 |
| 1 国の第3期教育振興基本計画 | 4 |
| 2 埼玉県第3期教育振興基本計画 | 4 |
| 3 教育を取り巻く社会状況の変化 | 5 |
| 第4節 坂戸市の教育を取り巻く状況 | 7 |
| 1 人口の推移 | 7 |
| 2 学校教育 | 8 |
| 3 社会教育、文化の振興・文化財の保護 | 14 |
| 4 青少年の健全な育成 | 16 |
| 5 スポーツ・レクリエーション | 17 |
| | |
| 第2章 計画の基本理念・基本方針 | 18 |
| 第1節 計画の基本理念 | 18 |
| 第2節 計画の基本方針 | 19 |
| 第3節 施策の体系 | 20 |
| | |
| 第3章 計画の内容 | 22 |
| 第1節 学校教育 | 22 |
| 第2節 社会教育、文化の振興・文化財の保護 | 28 |
| 第3節 青少年の健全な育成 | 36 |
| 第4節 スポーツ・レクリエーション | 39 |

| | |
|------------------------|-----------|
| 第4章 計画の推進 | 43 |
| 第1節 計画の推進体制..... | 43 |
| 第2節 計画の周知..... | 43 |
| 第3節 計画の進行管理..... | 43 |
| 資料編 | 45 |
| 計画の策定経過..... | 45 |
| 用語解説..... | 46 |
| 持続可能な開発目標（SDGs）..... | 48 |

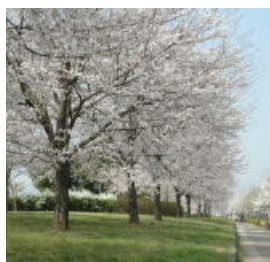
坂戸市民憲章

武蔵野のみどりと太陽のあふれる、ながい歴史と伝統にはぐくまれたわがまちは、新時代の息吹きとともに坂戸市として誕生しました。

これを記念して、市民ひとりひとりが希望と誇りをもって、よりよいまちにするため、坂戸市民憲章をつくりました。

- Ⅰ わたしたちは、文化を高める心豊かな坂戸市民です。
- Ⅰ わたしたちは、人権を重んじる平和な坂戸市民です。
- Ⅰ わたしたちは、勤労をとうとぶ健全な坂戸市民です。
- Ⅰ わたしたちは、家庭や社会の秩序を守る坂戸市民です。
- Ⅰ わたしたちは、自然とスポーツを愛する坂戸市民です。

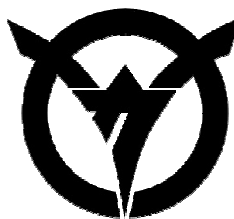
昭和51年9月1日



市の木 サクラ



市の花 サツキ



市章



市制施行40周年記念
イメージキャラクター
「さかろん」

第1章 計画の策定に当たって

第1節 計画策定の趣旨・背景

坂戸市では、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的指針として、平成29(2017)年度から令和3(2021)年度を計画期間とする坂戸市教育振興基本計画を策定しました。なお、この計画については「第6次坂戸市総合振興計画」に合わせ1年延長しております。

この間、外国語教育やICT*を活用した教育を充実させるとともに、小・中学校等の老朽化対策の工事やエアコンの整備など、児童生徒の教育環境の整備も推進してまいりました。

一方で少子高齢化やグローバル化、ICT*等の技術革新など、社会状況は大きく変化し、様々な課題に対応する必要があります。

このような中、国では平成30(2018)年6月に「第3期教育振興基本計画」を策定し、教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化することを教育政策の中心に据えて取り組むこととしています。

埼玉県では、令和元(2019)年7月に「第3期埼玉県教育振興基本計画」を策定し、「豊かな学びで未来を拓く埼玉教育」を基本理念として掲げ、県民の誰もが参画し得る生涯を通じた多様な学び(「豊かな学び」)で、人生や社会の未来を切り拓く力を育む(「未来を拓く」)ことを目指すこととしています。

坂戸市においても、教育を取り巻く社会の動向や、前計画の成果と課題などとともに、「第7次坂戸市総合計画」及び「坂戸市教育大綱」、国・県の教育振興基本計画などを踏まえながら、「第2次坂戸市教育振興基本計画」を策定し、教育のより一層の振興を図ります。

◇教育基本法

(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

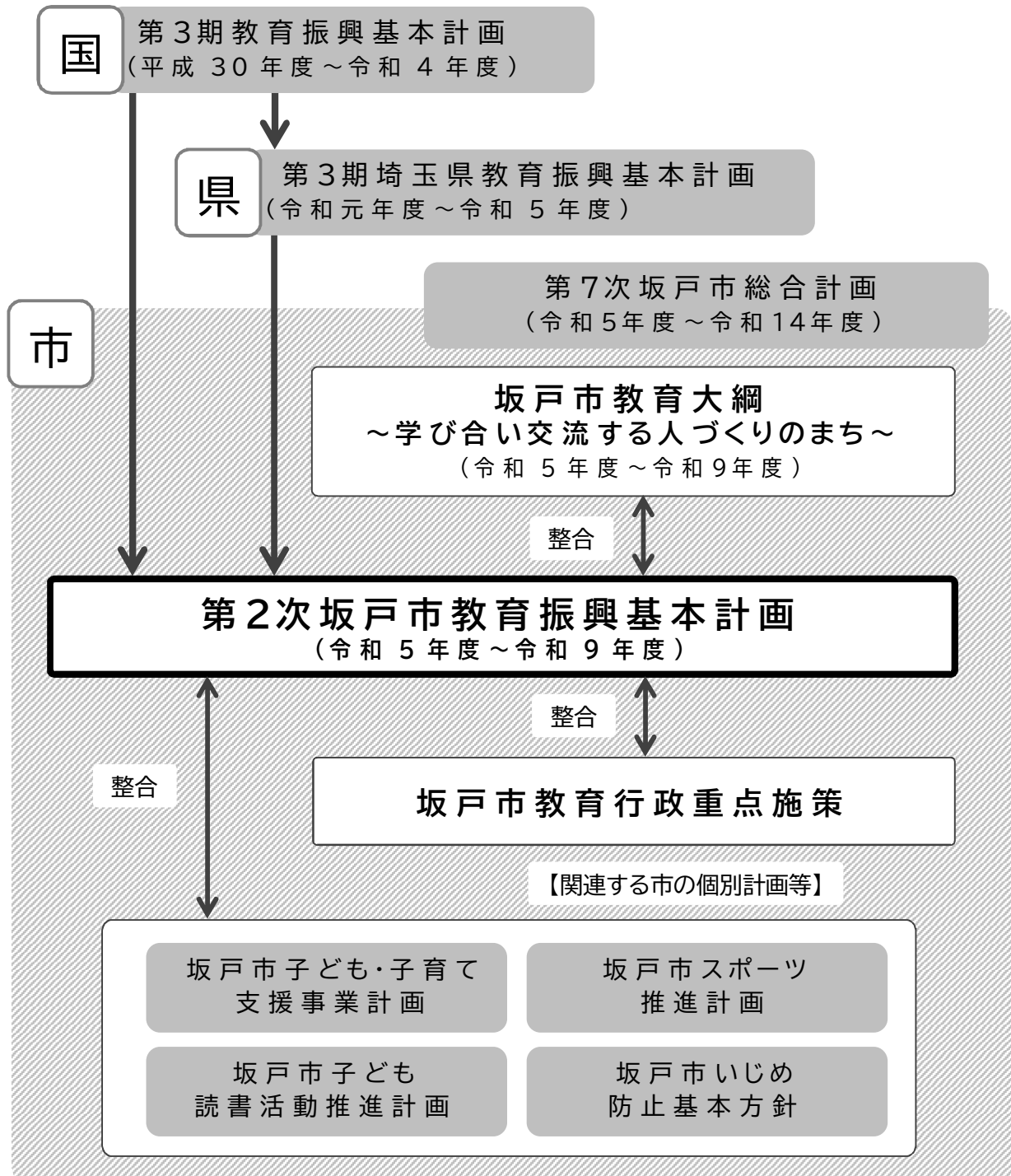
2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第2節 計画の位置付け等

1 計画の位置付け

本計画は、教育基本法第17条第2項に基づき「坂戸市の教育の振興のための施策に関する基本的な計画（教育振興基本計画）」として策定するもので、坂戸市の現状と課題を踏まえ、今後5年間における坂戸市の教育の振興に関する基本的な方向性を示すものです。

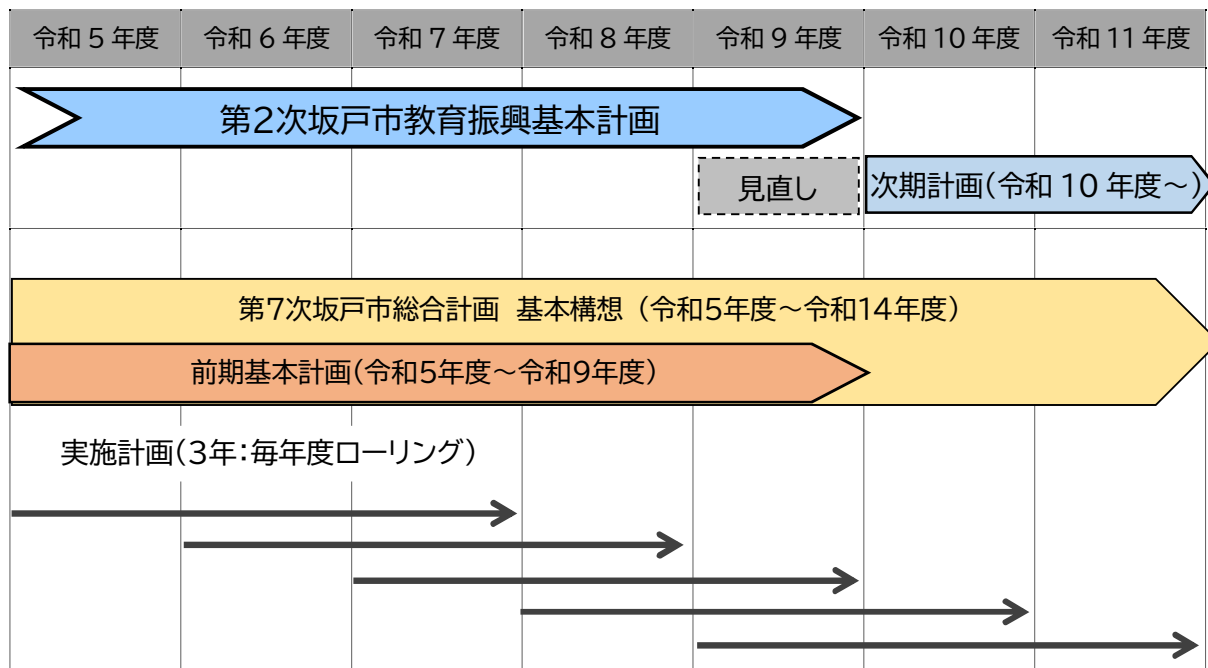
■計画関連図



2 計画の対象期間

本計画の対象期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

■計画の対象期間



※各「次期計画」の期間は変更となる場合があります。

3 計画の対象分野

本計画において対象とする分野は、「学校教育」「社会教育、文化の振興・文化財の保護」「青少年の健全な育成」「スポーツ・レクリエーション」に関するものとします。

第3節 国・県の動向

1 国の第3期教育振興基本計画

国では、平成30年6月15日付で、「第3期教育振興基本計画（対象期間：平成30年度～令和4年度）」を閣議決定し、教育政策を推進しています。

◇第3期教育振興基本計画

＜第3期教育振興基本計画の5つの基本的な方針＞

生涯にわたる「可能性」と「チャンス」の最大化に向けた視点と、教育政策を推進するための基盤に着目し、以下の5つの基本的な方針が打ち出されています。

- 1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- 2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
- 3 生涯学び、活躍できる環境を整える
- 4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
- 5 教育政策推進のための基盤を整備する

資料：文部科学省

2 埼玉県の第3期教育振興基本計画

埼玉県では、「第3期埼玉県教育振興基本計画（令和元年度～令和5年度）」を策定し、この第3期計画では、第2期計画の成果と課題などを踏まえ、国の第3期教育振興基本計画を参酌しながら、令和元年度～令和5年度の5年間に取り組む本県教育の目標と施策の体系を示しています。

◇第3期埼玉県教育振興基本計画

＜第3期埼玉県教育振興基本計画の10の基本目標＞

第3期埼玉県教育振興基本計画では、基本理念「豊かな学びで未来を拓く埼玉教育」のもとに、10の目標を示しています。

- | | |
|--------------------|---------------------|
| 1 確かな学力の育成 | 6 質の高い学校教育のための環境の充実 |
| 2 豊かな心の育成 | 7 家庭・地域の教育力*の向上 |
| 3 健やかな体の育成 | 8 生涯にわたる学びの推進 |
| 4 自立する力の育成 | 9 文化芸術の振興 |
| 5 多様なニーズに対応した教育の推進 | 10 スポーツの推進 |

資料：埼玉県教育局教育政策課

3 教育を取り巻く社会状況の変化

(1) 人口減少・少子高齢化の進行

我が国の人口は、平成 20（2008）年をピークとして減少しており、令和 12（2030）年にかけて 20 代、30 代の若い世代の人口減少が加速し、高齢化がさらに進行すると予測されています。

一方で、医療体制の充実、医学の進歩等により、平均寿命は著しく伸長し、人生 100 年時代の到来も予測されています。人口減少・少子高齢化が進展する中で、社会の活力を維持・発展させていくためには、一人一人が生涯にわたって学び合い、地域や社会の課題解決のために活動していくことなどが必要になると考えられます。

(2) 急速な技術革新

近年、情報通信技術（ICT^{*}）などの分野における技術革新は目覚ましく、IoT や AI 等をはじめとする技術革新がより一層進展し、社会や生活を大きく変えていく超スマート社会（Society 5.0）時代が到来するといわれています。このことにより、ICT^{*}をはじめとした先端技術を活用し、社会の変化に対応することのできる教育の充実が求められています。また、ICT^{*}の進歩により、子どもたちにとってグローバル化や新たなコミュニケーション及び知識を習得できる反面、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）などのインターネット上での犯罪に巻き込まれたり、いじめを受けるなどの問題も発生しています。こうした状況から、自分に必要な情報を取捨選択できる能力の育成などが重要な課題となっています。

(3) グローバル化の進展

情報通信や交通分野での技術革新により、人々の生活圏も広がっています。新型コロナウイルス感染症の影響を除けば、訪日外国人旅行者数は増加傾向にあります。このような状況に対応するため、外国語におけるコミュニケーション能力など、グローバルに活躍することのできる人材の育成が求められています。

(4) 子どもの貧困対策

経済的格差による子どもの貧困問題は引き続き大きな課題となっています。家庭の社会経済的背景と子どもの学力などには相関関係が見られるとの研究もあり、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図ることが求められています。

(5) 地域、家庭状況の変化

核家族化など家族形態の変容や、ライフスタイル^{*}の多様化などにより、地域における人々の関係が希薄化し、地域における孤立化や、家庭・地域の教育力^{*}の低下、異なる世代との交流、様々な体験の機会の減少が指摘されています。

(6) 持続可能な開発目標（SDGs）の推進

平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development GOALS：SDGs）」は、令和 12（2030）年までに「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指した国際目標です。SDGs では持続可能な社会を実現するための 17 の目標が設定されており、坂戸市においても、SDGs の考えを取り入れた取組の推進が求められています。

(7) 新型コロナウイルス感染症の影響

世界規模で感染が拡大した新型コロナウイルスについて、我が国においても令和 2（2020）年 1 月に最初の感染者が確認されました。それ以降、感染が急速に拡大し、緊急事態宣言が発出される事態となるなど、社会経済だけでなく日常生活にも大きな影響を及ぼしています。本市においても公民館や図書館などの多くの公共施設が休館になるなど、大きな影響が出ています。

学校教育においては新型コロナウイルス感染症対策を講じつつも、子どもたちの健やかな学びを保障することとの両立を図っていくことが重要であり、学校・家庭・地域と連携を図りながら、教育活動を継続して行くことが求められています。

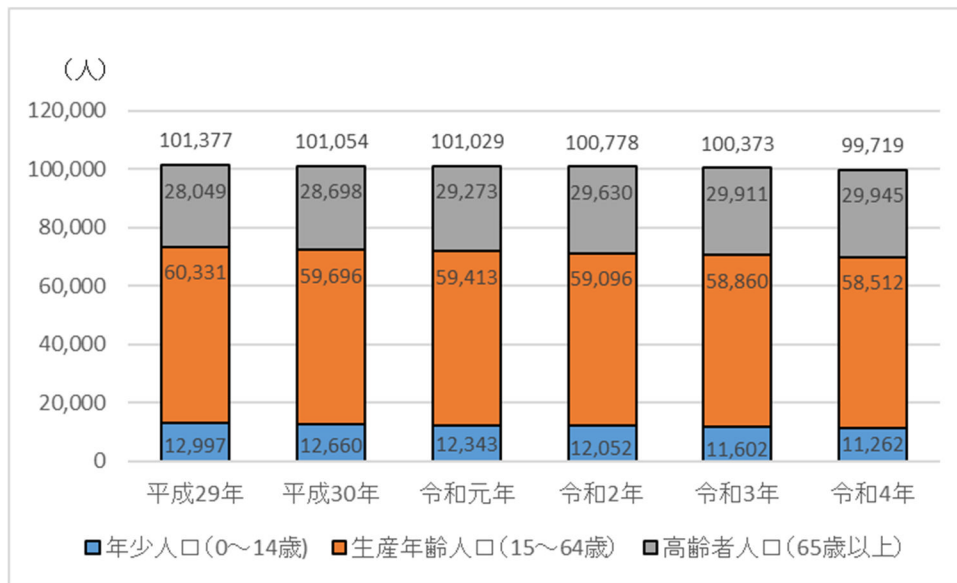
第4節 坂戸市の教育を取り巻く状況

1 人口の推移

坂戸市の令和4年4月1日現在の人口は99,719人で、平成29年以降減少が続いています。

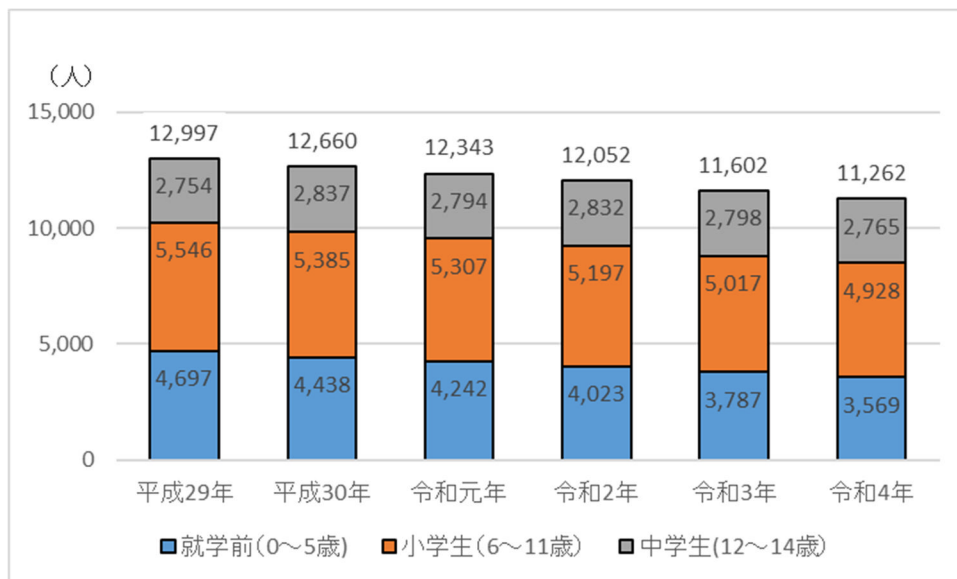
0～14歳人口の推移を見ると、平成29年から令和4年にかけて減少が続いており、特に就学前（0～5歳）の減少が著しくなっています。

■年齢3区分別人口の推移



資料：市民課（各年4月1日現在）

■0～14歳人口の推移



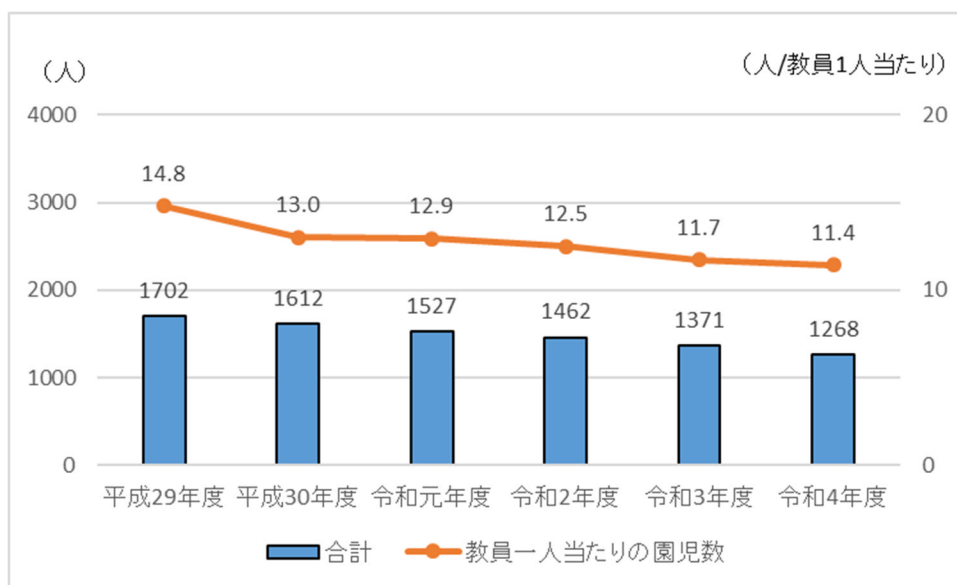
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

2 学校教育

(1) 幼稚園の状況

市内の幼稚園（私立含む）については、園児数及び教員1人当たり園児数はゆるやかに減少しています。

■園児数と教員1人当たり園児数の推移

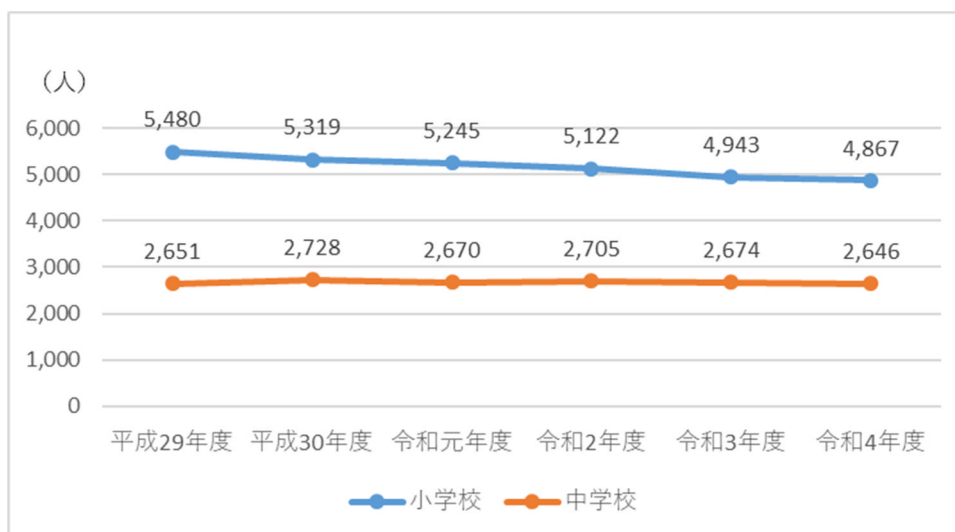


資料：教育総務課（各年度5月1日現在）

(2) 小中学校の児童生徒数

小学校児童数は減少傾向にあり、令和4年度は4,867人となっています。中学校生徒数は横ばい傾向にあり、令和4年度は2,646人となっています。

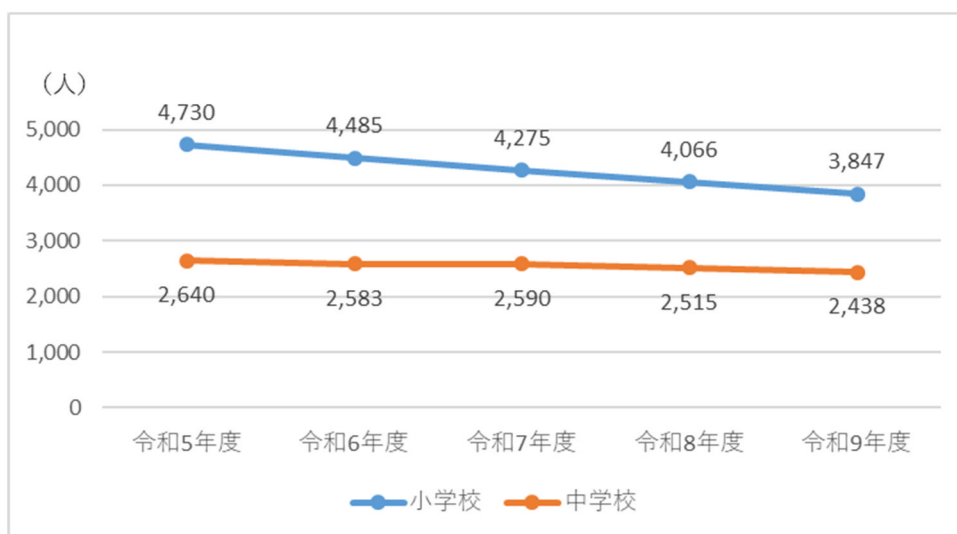
■児童生徒数の推移



資料：学校教育課（各年度5月1日現在）

小学校児童数は、令和5年度から令和9年度にかけて800人以上の減少が予測されています。中学校生徒数も減少する予測です。

■児童生徒数の推計

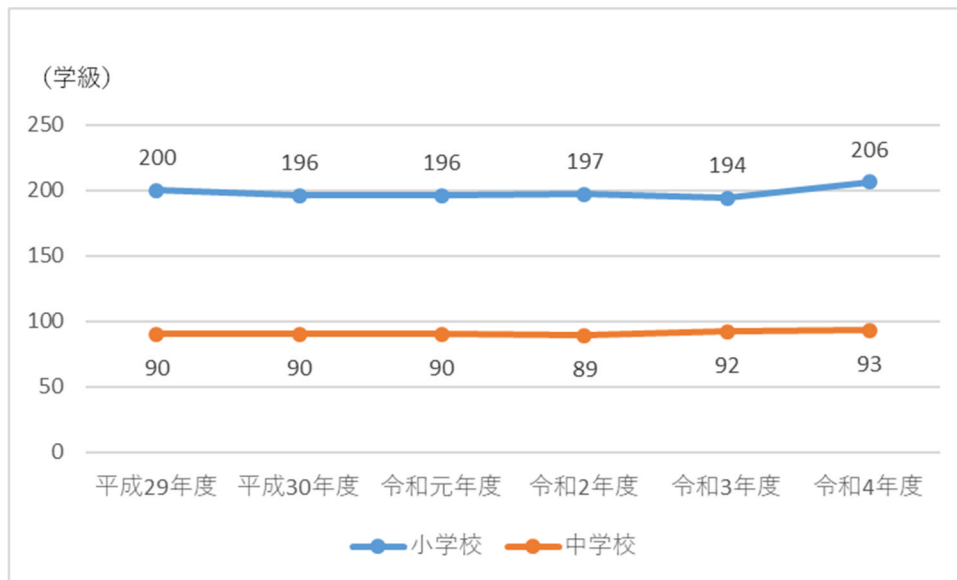


資料：令和4年4月1日現在学齢簿統計による推計値

(3) 小中学校の学級数

令和4年度の小学校の学級数は206学級、中学校は93学級で、平成29年度以降、年度による増減はありますが、ほぼ横ばいの状態となっています。

■学級数の推移

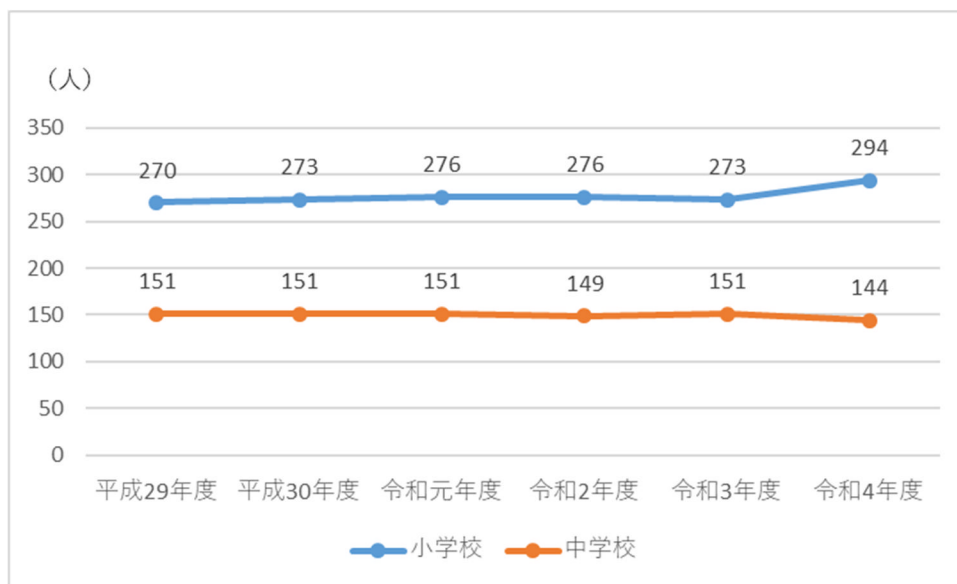


資料：学校教育課（各年度5月1日現在）

(4) 小中学校の教員数

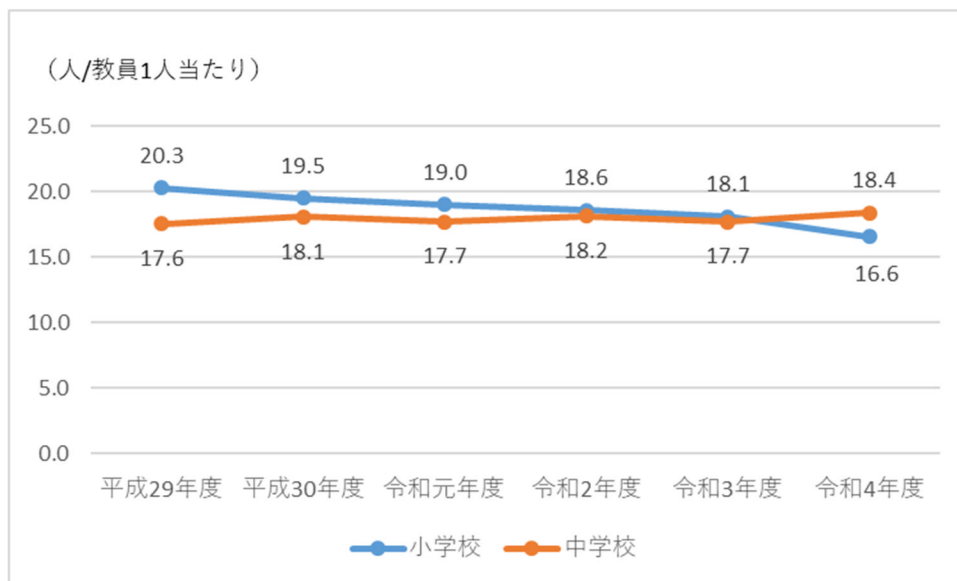
令和4年度の小学校の教員数は294人、中学校の教員数は144人で、平成29年度以降ほぼ横ばいで推移しています。また、教員1人当たり児童生徒数は小学校が16.6人、中学校が18.4人となっています。

■教員数の推移



資料：学校教育課（各年度5月1日現在）

■教員1人当たり児童生徒数の推移

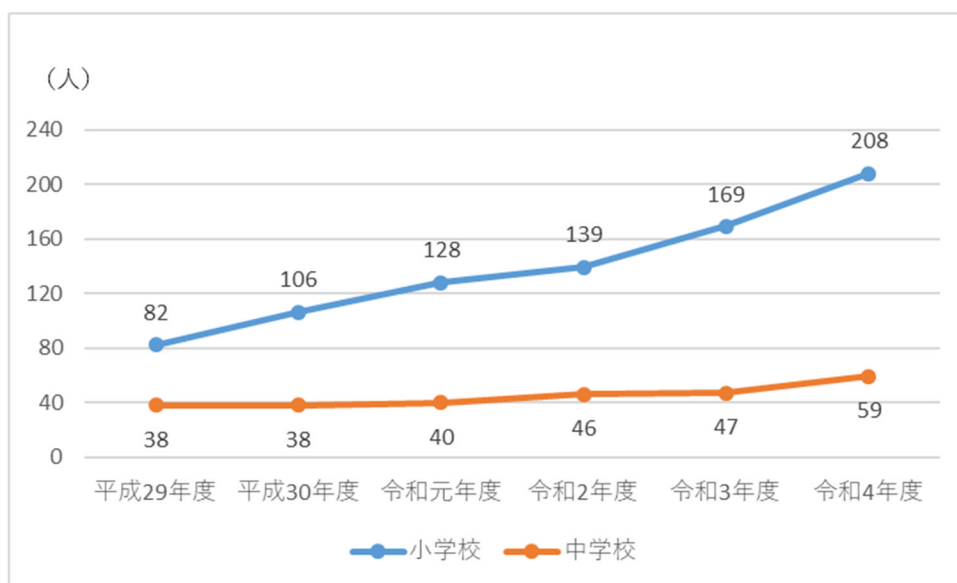


資料：学校教育課（各年度5月1日現在）

(5) 特別支援学級在籍の児童生徒数

令和4年度における市内小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒数は、小学校が208人、中学校が59人となっています。小、中学校ともに増加しており、特に小学校は平成29年度から約2.5倍に増加しています。

■特別支援学級在籍児童生徒数の推移

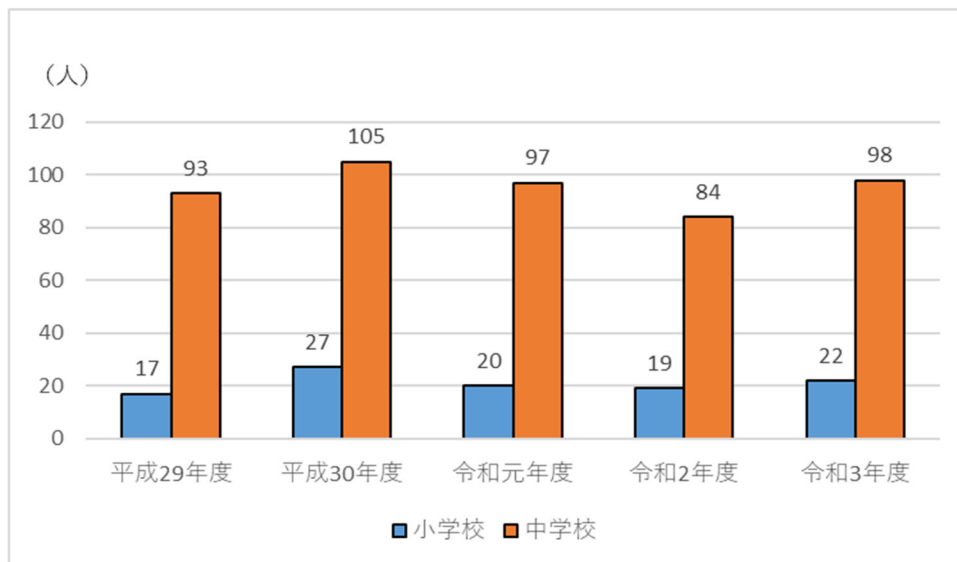


資料：学校教育課（各年度5月1日現在）

(6) 不登校の児童生徒数

令和3年度の不登校児童生徒数は小学校が22人、中学校が98人となっており、年度による増減はありますが、平成29年度以降、小、中学校ともに、ほぼ横ばいの状態となっています。

■不登校児童生徒数の推移

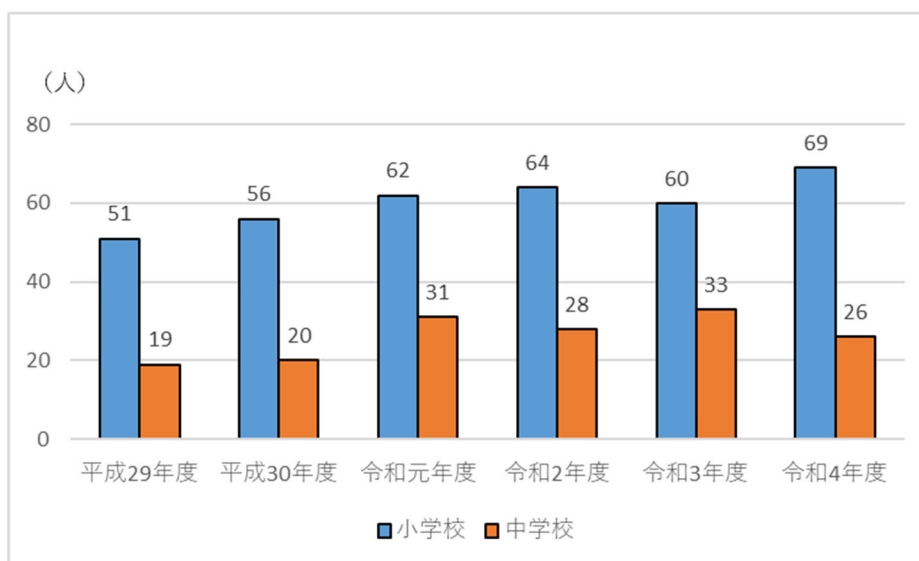


資料：学校教育課（各年度3月31日現在）

(7) 外国籍の児童生徒数

市内の外国籍の児童生徒数は、令和4年度が小学校で69人、中学校で26人となっており、年度による増減はありますが、平成29年度以降、小、中学校ともに増加の傾向がみられます。

■外国人児童生徒数の推移



資料：学校教育課（各年度5月1日現在）

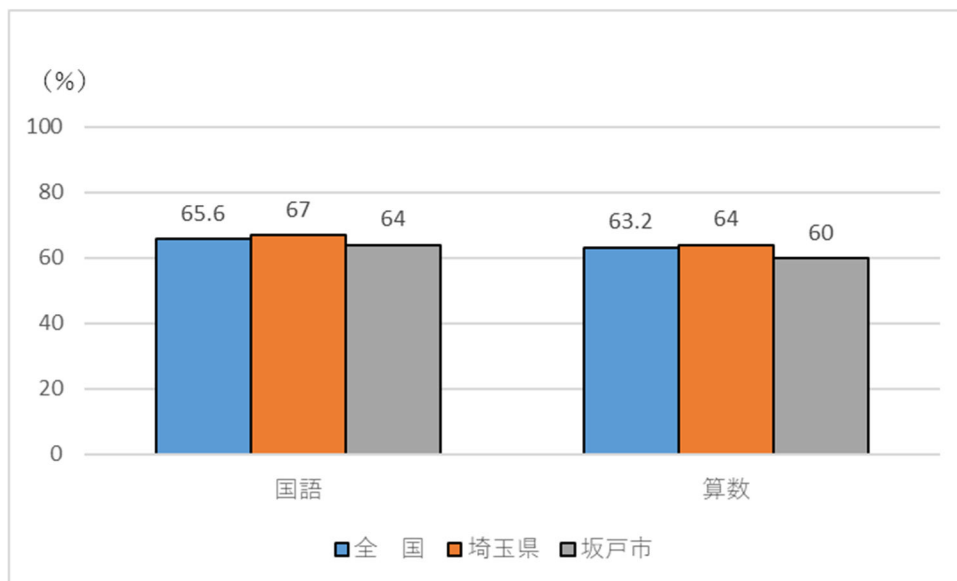
(8) 学力の状況

令和4年度の全国学力・学習状況調査の結果を見ると、小学校では、国語、算数のいずれの教科も全国や埼玉県 averages を下回っています。

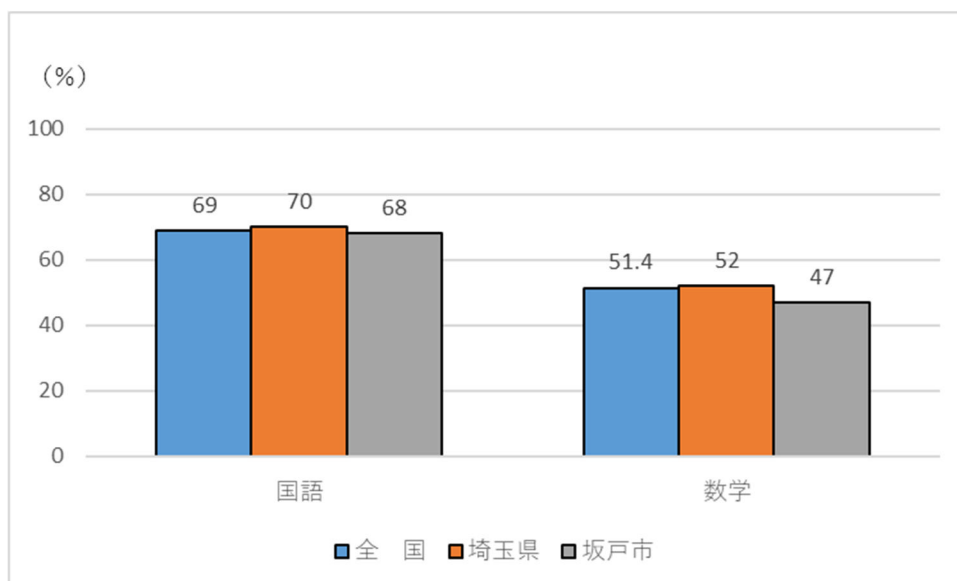
中学校でも、国語、数学のいずれの教科も全国や埼玉県 averages を下回っています。

■令和4年度 全国学力・学習状況調査の結果

<小学校>



<中学校>



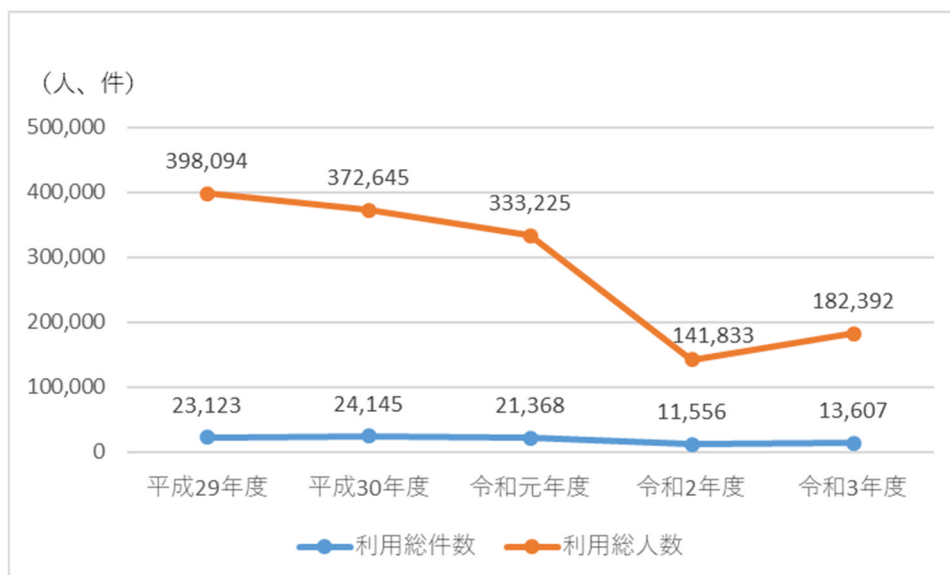
資料：埼玉県義務教育指導課

3 社会教育、文化の振興・文化財の保護

(1) 公民館の利用状況

令和元年度以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための休館等により、利用総件数、利用総人数ともに減少しています。

■公民館の利用総件数と利用総人数の推移



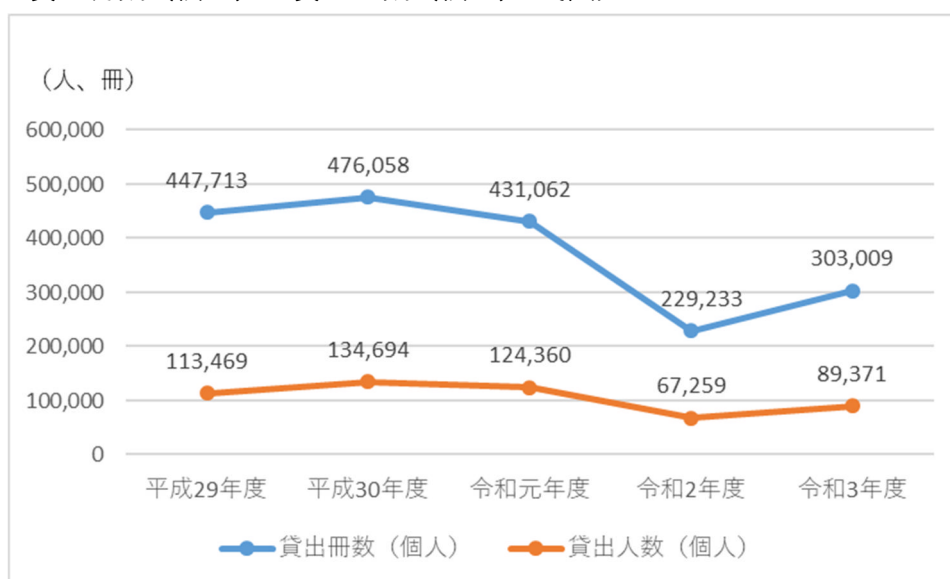
※入西地域交流センターの数値を含みます。

資料：中央公民館

(2) 図書館の利用状況

図書館の貸出冊数(個人)、貸出人数(個人)ともにほぼ横ばいの傾向にありましたが、令和2年度及び令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために休館した期間があるため、いずれの数値も大きく減少しています。

■図書館の貸出冊数(個人)と貸出人数(個人)の推移

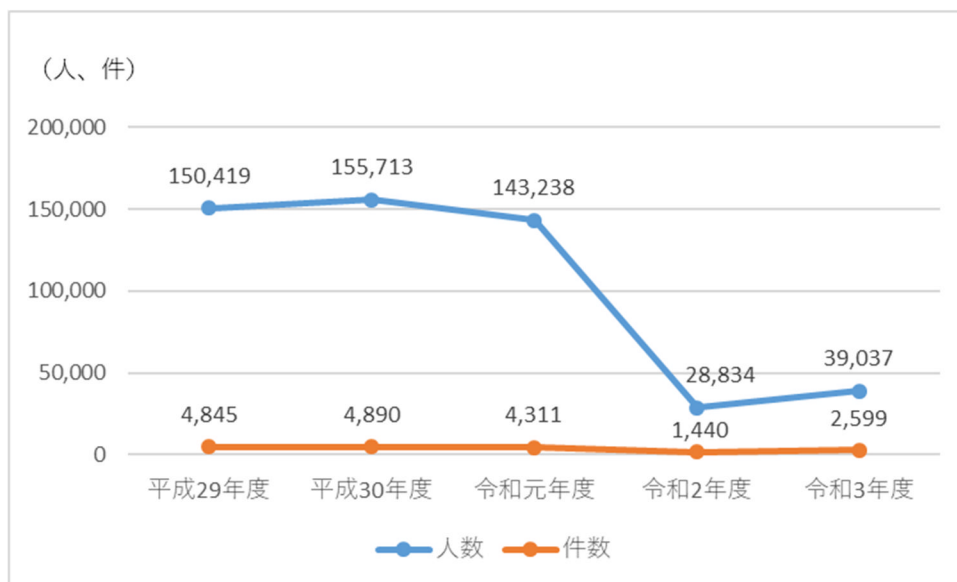


資料：図書館

(3) 坂戸市文化会館の利用状況

坂戸市文化会館の利用について、利用総人数は減少傾向にあり、また新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための休館等により、令和2年度及び令和3年度は大きく減少しています。

■坂戸市文化会館の利用総人数と利用総件数の推移

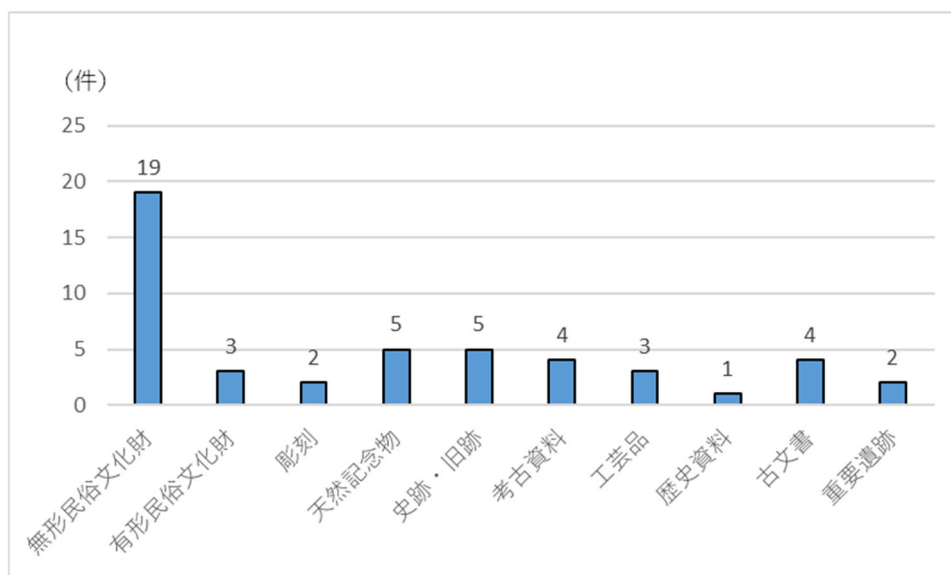


資料：市民生活課

(4) 指定文化財等の状況

令和4年4月1日現在で、埼玉県又は坂戸市が指定等をしている文化財の状況は、神楽や獅子舞などの無形民俗文化財が19件、天然記念物*と史跡・旧跡がそれぞれ5件など、合計で48件となっています。

■指定文化財等の件数



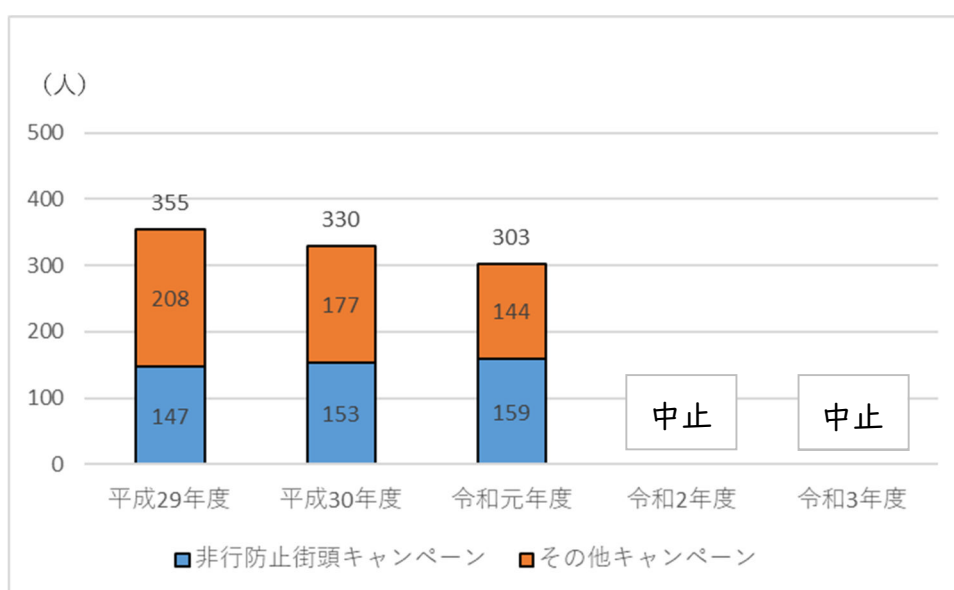
資料：社会教育課（令和4年4月1日現在）

4 青少年の健全な育成

(1) 非行防止キャンペーン等の状況

非行防止キャンペーンとして、7月に坂戸駅、北坂戸駅、若葉駅における街頭キャンペーンのほか、市民体育祭、公民館文化祭会場等で実施しています。キャンペーン等の参加者数は、非行防止街頭キャンペーンではおおむね横ばいで推移していますが、その他のキャンペーンが年度による増減が大きいことから、キャンペーン等の合計参加者数も年度により増減しています。令和2年度・令和3年度に関しては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、開催を中止しています。

■キャンペーン等の参加者数の推移



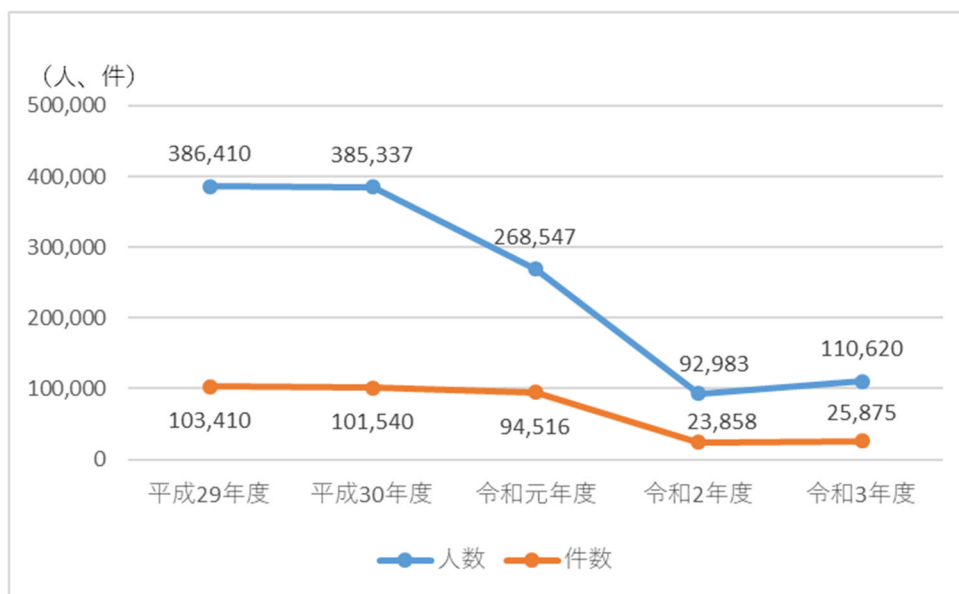
資料：社会教育課

5 スポーツ・レクリエーション

(1) 市民総合運動公園の利用状況

市民総合運動公園の利用について、利用総人数、利用総件数とも平成30年度までは、ほぼ横ばいでしたが、令和元年度以降は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための休館等により、利用総人数、利用総件数ともに大幅に減少しています。

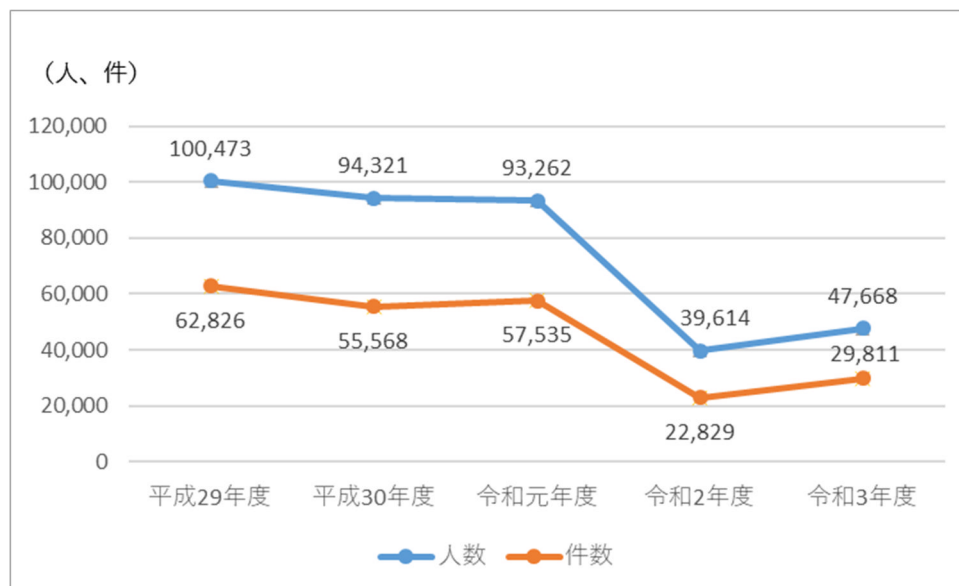
■市民総合運動公園の利用総人数と利用総件数の推移



(2) 健康増進施設の利用状況

健康増進施設の利用について、利用総人数、利用総件数とも平成30年度までは、ほぼ横ばいでしたが、令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための休館等により、利用総人数、利用総件数ともに大幅に減少しています。

■健康増進施設の利用総人数と利用総件数の推移



資料：スポーツ推進課

第2章 計画の基本理念・基本方針

第1節 計画の基本理念

【キャッチフレーズ】

～学び合い交流する人づくりのまち～

坂戸市では、平成27年から「坂戸市教育大綱」を策定し、本計画においても、この教育大綱の基本理念に則り、子どもの生きる力を育み、若者の健全な成長を支えながら、市民が生涯にわたって学び合い、スポーツに親しむことのできる、心豊かで文化の薫るまちづくりを目指してまいります。

【計画の基本理念】

- 1 学校教育においては、子どもの「生きる力」を育む教育を推進するとともに、教育の機会均等、合理的配慮に留意し、より良い教育環境の整備に努めます。
- 2 市民による学び合いの支援及び環境や健康づくりについての学習を推進します。また、坂戸市の文化財を保護し、次世代へ継承するとともに、市民による文化・芸術活動を振興します。
- 3 学校、家庭、地域が連携し、子どもたちが自立してたくましく生きていくための教育を推進します。また、青少年の健全育成と自主的な活動を支援します。
- 4 多くの市民が、スポーツ・レクリエーションを生涯にわたって継続的に実践できる環境を整備します。

第2節 計画の基本方針

本計画では、第7次坂戸市総合計画を踏まえ、次の4つの基本方針を柱として、施策の推進を図るものとします。

1 子どもの学びと成長の支援【学校教育】

児童生徒一人一人が安心・安全に学習できる環境を整備し、個別の教育的ニーズに応じた適切な支援を行います。

また、子どもへの教育を通して、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力を備えた人材を育成するとともに、児童生徒が自ら道を切り拓き、社会で自立する「生きる力」を育みます。

2 社会教育の機会の確保及び文化の振興と文化財の保護【社会教育、文化の振興・文化財の保護】

生涯にわたる学習や活動の機会を確保し、その成果を生かし、地域活動や文化活動が活発に行われる、活力ある地域社会を形成します。

また、多様な文化・芸術・歴史に市民が気軽に接することで、心の豊かさを育みます。

3 青少年の健全な育成【青少年の健全な育成】

学校・家庭・地域・青少年関係機関が相互に連携して啓発を行うことにより、青少年が健全に育つ明るい社会を展開します。また、青少年を社会の構成員として尊重し、その自覚を促すことで、自主性や協調性、適切な倫理観等が醸成される育成環境を構築します。

4 スポーツ・レクリエーション活動の推進【スポーツ・レクリエーション】

市民一人一人がいきいきと過ごし、心身ともに健康で豊かな生活を送れるよう、スポーツ・レクリエーションを実践できる施設や環境の整備を推進します。

第3節 施策の体系

■坂戸市教育振興基本計画 施策の体系

| | 基本方針 | 施策の方針 | 施策 |
|-----------------|---|----------------------|--------------------------|
| 基本理念 | 【学校教育】 子どもの学びと成長の支援 | 教育内容の充実 | (1) 学力向上の推進 |
| | | | (2) 体力向上の推進 |
| | | | (3) 生徒指導・教育相談の充実 |
| | | | (4) 食育*の推進・学校給食の充実 |
| | | | (5) 人権教育*の推進 |
| | | | (6) ボランティア・福祉教育の推進 |
| | | | (7) 学校保健・安全の充実 |
| | | | (8) 環境教育の推進 |
| | | | (9) 共生社会*を目指した多様な学びの場の充実 |
| | | | (10) 教育支援の充実 |
| | | | (11) 幼児教育の充実 |
| | | | (12) 教育センター事業の充実 |
| | | | (13) 地域に開かれた特色ある学校づくりの推進 |
| | 教育環境の整備 | (1) 学校の規模及び配置の適正化 | |
| | | (2) 小中一貫教育*の推進 | |
| | | (3) 学校施設・設備の充実 | |
| | | (4) 学校の ICT*環境の整備・充実 | |
| | 教育の機会均等の確保 | (1) 就学等の奨励・援助の推進 | |
| | | (2) 上級学校への入学支援の推進 | |
| | 【社会教育、文化の振興・文化財の保護】 社会教育の機会の確保及び文化の振興と文化財の保護 | 生涯学習社会*の構築 | (1) 生涯学習施策の計画的推進 |
| | | | (2) 生涯学習の推進 |
| | | 社会教育の充実 | (1) 社会教育施設の整備・充実 |
| | | | (2) 地域課題等への学習機会の拡充 |
| | | | (3) 学校教育との連携強化・充実 |
| (4) 人権教育*の推進 | | | |
| (5) 家庭教育への支援・充実 | | | |
| 公民館等の充実 | | (1) 公民館等事業の充実 | |
| | | (2) クラブ・サークルの支援・育成 | |
| | | (3) 学習情報の提供 | |
| 図書館の充実 | | (1) 図書館事業の充実 | |
| | | (2) 図書等の整備 | |
| | (3) 子どもの読書活動の推進 | | |
| | (4) 情報化社会への対応 | | |

| | 基本方針 | 施策の方針 | 施 策 |
|------------------|---|----------------------------------|-------------------------------|
| 基 本 理 念 | | 文化活動の振興 | (1) 文化事業の推進 |
| | | | (2) 文化団体の育成 |
| | | | (3) 文化施設の充実 |
| | | 文化財の保護 | (1) 文化財の調査・活用の推進 |
| | | | (2) 文化財保護意識の普及 |
| | | | (3) 文化財保存・継承の促進 |
| | | | (4) 歴史民俗資料館の充実 |
| | | 【青少年の健全な 育成】 青少年の健全な育 成 | 健全育成活動の 充実 |
| | (2) 地域環境づくりの推進 | | |
| | 健全な家庭づくり の推進 | | (1) 健全な家庭づくりの啓発 |
| | 青少年活動の充実 | | (1) 青少年活動の場の充実 |
| | | | (2) 青少年のまちづくりへの参加促進 |
| | 【スポーツ・ レクリエーション】 スポーツ・レクリ エーション活動の 推進 | | スポーツ・レクリ エーション活動の 充実・支援 |
| | | (2) 団体・選手の支援 | |
| | | (3) 総合型地域スポーツクラブ*の設立・支援 | |
| | | (4) 指導者の育成・活用 | |
| (5) 障害者スポーツの推進 | | | |
| (6) 子どものスポーツの推進 | | | |
| (7) 情報提供体制の向上 | | | |
| 施設の整備・ 充実・活用 | | (1) スポーツ施設の整備・充実 | |
| | | (2) 河川敷・都市公園の活用 | |
| | | (3) 学校体育施設の活用 | |
| | | (4) 公民館等公共施設の活用 | |

第3章 計画の内容

第1節 学校教育



基本方針 子どもの学びと成長の支援

【基本目標】

児童生徒一人一人が安心・安全に学習できる環境を整備し、個別の教育的ニーズに応じた適切な支援を行います。

また、子どもへの教育を通して、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力を備えた人材を育成するとともに、児童生徒が自ら道を切り拓き、社会で自立する「生きる力」を育みます。

【現況・課題】

- グローバル化や情報化等、社会の構造的な変化に対応した取組や、地域と連携した教育活動の活性化が重要です。
- 特別に支援を必要とする児童生徒や、不登校・いじめ等のその他支援が必要な児童生徒が増加しており、児童生徒の個別の状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門職の力を活用し、関係諸機関との連携、継続した教育的・経済的支援が必要です。
- 少子化や学校施設・設備の老朽化等の諸問題に対応した、適正な施設整備及び児童生徒の学習環境の充実を進めることが必要です。
- 成長期にある児童生徒の心身の健康を図るため、食育[※]や体力向上の推進が重要です。

【施策の方針・事業】

施策の事業ごとに（ ）内に所管を記載しています。

1 教育内容の充実

(1) 学力向上の推進（学校教育課）

新学習指導要領の趣旨を踏まえ、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、基礎的・基本的な知識・技能の習得の定着を図ります。これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を養い、主体的に学習に取り組む態度の育成及び児童生徒一人一人の学力とともに学習意欲を伸ばす教育を推進し、自ら学び、考える力の育成に努めます。また、ICT[※]機器の効果的な活用を図ります。

(2) 体力向上の推進（学校教育課）

人間活動の源であり、健康の維持のほか意欲や気力の充実に大きくかわり、豊かな人間性を形成する上で重要な要素である基礎的な体力の向上を推進します。

学校体育では、子どもが体を動かす楽しさを味わい、運動を好きになることができる

よう指導を行います。

(3) 生徒指導・教育相談の充実（学校教育課）

児童生徒の健全育成を図るため、学校・家庭・地域・関係機関と連携し、教育活動全体を通して、生徒指導の充実に努めます。

また、「坂戸市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの早期発見のための措置、相談体制の充実、SNS等を通じたいじめへの対応等に努めるとともに、いじめを受けた児童生徒への支援や、いじめを行った児童生徒に対する指導を充実します。

さらに、不登校やいじめ等の問題行動の防止や子どもの心のケア等に対応できるよう、学校及び教育センターにおける教育相談体制の充実や関係機関との連携強化を図ります。

(4) 食育^{*}の推進・学校給食の充実（学校教育課・教育総務課・農業振興課）

学校での食育^{*}指導の充実や、地場産食材を取り入れることにより、食に関する正しい知識と規律ある食習慣を育み、児童生徒の健やかな体の育成を図るとともに、学校給食衛生管理基準に基づき、安心して安全な給食の提供に努めます。

また、多子世帯の負担軽減を図るため、一定要件を満たした第3子以降の児童生徒を養育する保護者に対して給食費の補助を行います。

(5) 人権教育^{*}の推進（学校教育課・人権推進課）

人権を正しく理解し、様々な人権問題を解決しようとする児童生徒の育成を目指して、授業研究会や校内研修を組織的・計画的に行い、人権意識の高揚を図ります。

また、いじめの未然防止のため、「坂戸市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめを生まない集団づくりを推進するとともに、いじめの早期発見と適切な対応を推進します。

(6) ボランティア・福祉教育の推進（学校教育課）

ボランティア活動・福祉体験活動を通じて、児童生徒の豊かな人間性、自ら学び、自ら考える力などの生きる力の基盤づくりや、他者を思いやる豊かな心の育成に努めます。

(7) 学校保健・安全の充実（学校教育課・教育総務課）

生涯にわたって豊かで安全に生活するために必要な健康と安全について、主体的・実践的に学ぶ児童生徒の育成を図ります。

また、関係機関や地域の協力を得て、登下校時における安全な環境づくりや、学校施設の整備や学校防災体制づくりにより、児童生徒の学校内外での安心・安全の確保に努めます。

(8) 環境教育の推進（学校教育課）

環境教育を担当する教員の指導力の向上を図るとともに、「坂戸市環境教育プログラム」を活用し、環境や環境問題に対する関心を高め、必要な知識や技術の習得を図るとともに、実践的に行動する力の育成に努めます。

(9) 共生社会[※]を目指した多様な学びの場の充実（学校教育課）

児童生徒が「共生」に対する理解を深めるよう指導を充実します。また、障害のある児童生徒が障害のない児童生徒とともに学ぶことを大切にするとともに、障害のある児童生徒が必要な指導・支援が受けられる多様な学びの場を用意し、特別支援教育の更なる充実を図ります。

また、外国籍児童生徒など日本語指導が必要な児童生徒への取り出し指導[※]や補充的な指導、学校生活への適応を図るための指導の充実を図ります。

(10) 教育支援の充実（学校教育課・こども支援課・福祉総務課）

児童生徒の学力向上に向け、教員の不断の努力を促し授業研究に取り組む等、教職員の授業力の向上を図ります。また、児童生徒の健全育成のために、様々な状況の中でも適切に対応できる教職員の指導を図るとともに、各学校の実態に応じて、各種学習活動、学校生活の充実を図るための支援に努めます。

また、生活困窮世帯、生活保護世帯の児童生徒に対し、居場所を提供して学習支援や教育相談等を行います。

(11) 幼児教育の充実（学校教育課・保育課）

幼稚園教育は、私立幼稚園が大きな役割を果たしていることを踏まえ、引き続き私立幼稚園を支援していきます。

また、家庭、地域及び関係機関との連携を図り、幼児教育と小学校教育との連携・接続など幼児の発達や学びの連続性を踏まえ、より良い幼児教育環境の創造を図ります。

(12) 教育センター事業の充実（学校教育課）

教育センターでは、坂戸市の教育の振興と充実を図ることを目的とした事業に取り組み、教職員の資質向上のための研修等のほか、教職員が児童生徒と向き合う時間を確保するための学校運営の効率化、学力向上、不登校対策及び発達障害のための調査・研究に努めます。また、グローバル化に対応した教育環境づくりに向け、英語教育の改善・充実方策を推進します。

特に、坂戸市の重要課題である児童生徒の学力向上に関して、「坂戸市学力向上ガイドデザイン[※]」、「家庭学習ガイドライン[※]」等を作成し、小中学校、家庭及び地域と連携した取組を推進します。

(13) 地域に開かれた特色ある学校づくりの推進（学校教育課）

学校運営協議会（コミュニティスクール）では、保護者、地域の住民等の学校の運営への参画並びに支援及び協力を促進することにより、学校と保護者、地域の住民等との間の信頼関係を深め、学校の運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組めます。

また、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を自覚し、連携・協力しながら、地域社会全体で子どもたちの教育を支援していくことができるよう、学校応援団[※]との連携協力、情報の共有化、活動の支援体制づくりなどに取り組めます。

地域の特性及び地域の教育力※を積極的に活用する中で、公立中学校の休日部活動については、地域移行を視野に進めてまいります。

【数値目標】

| 指標 | | 実績値 | | 目標値 |
|---|-----|--|--|---------|
| | | 令和元年度 | 令和4年度 | 令和9年度 |
| 全国学力・学習状況調査の平均正答率（括弧は埼玉県平均） | 小学校 | 国語 60.0% (64.0%) 算数 62.0% (66.6%) | 国語 64.0% (67.0%) 算数 60.0% (64.0%) | 埼玉県平均以上 |
| | 中学校 | 国語 70.0% (73.0%) 数学 56.0% (59.0%) | 国語 68.0% (70.0%) 数学 47.0% (52.0%) | |
| 「埼玉県学力・学習状況調査」において、前年度より学力の伸びが見られた児童生徒の割合 | 小学校 | 69.18% | 66.48% | 72.0% |
| | 中学校 | 72.85% | 71.19% | 72.0% |
| 体力テストの総合評価（A～E段階）で体力レベルの得点が高いA～Cの合計の割合 | 小学校 | 85.7% | 80.2% | 85.0% |
| | 中学校 | 81.6% | 81.0% | 85.0% |
| 不登校児童生徒の割合 | 小学校 | 0.38% | 0.42% ※令和3年度実績 | 0.40% |
| | 中学校 | 3.64% | 3.95% ※令和3年度実績 | 3.90% |
| 中学生社会体験活動事業所数 | 中学校 | 229 箇所 | 0 箇所 | 230 箇所 |

※中学生社会体験活動事業所数について、令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため事業が中止となり、実績値が0となっています。

※実績値について、最新の数値を掲載していますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、数値の変動が大きいため、参考としてコロナ禍前の令和元年度の数値も掲載しています。（以降のページについても同じ）



授業風景

2 教育環境の整備

(1) 学校の規模及び配置の適正化（学校教育課）

少子化が進展していく中で、児童生徒の学習面や生活面でのより良い教育環境を整えるため、児童生徒の登下校時間・距離、安全、適正規模の教育等に配慮し、地域の実情も踏まえながら、市内における学校の配置や学区の見直し、施設の統廃合などについて検討します。

(2) 小中一貫教育*の推進（学校教育課）

義務教育の9年間を見通した継続性のある指導と、中学校区ごとの小中連携の教育活動により、学力の向上を目指すとともに、豊かな人間性・社会性を育みます。また、中学入学時に増加する不登校等の諸問題（中1ギャップ*）の解消に努めます。

小中一貫教育*校「城山学園」の教育実践について検証し、その成果を市内小中学校へ広め、小中連携教育の推進を図ります。また、特認校として、城山学園の教育を希望される市内全域の小中学生を受け入れていきます。

(3) 学校施設・設備の充実（教育総務課）

学校施設及び設備の老朽化に対し、必要な改修・修繕・更新を行い、児童生徒が安全・快適に学習できるとともに、質の高い教育環境を確保できるよう、学校施設・設備の整備に努めます。

(4) 学校のICT*環境の整備・充実（学校教育課）

情報活用能力の育成や「主体的・対話的で深い学び」を実現するため、小・中学校におけるICT*環境の整備・充実を図ります。また、ICT*活用の推進体制を整備し、具体的な活用方法について教職員の研修を行い、教職員のICT*活用や指導力向上を図るとともに、ICT*を活用した校務の効率化により、教職員の業務負担の軽減を図ります。

【数値目標】

| 指標 | | 実績値 | | 目標値 |
|------------|-----|-------|-------|-------|
| | | 令和元年度 | 令和3年度 | 令和9年度 |
| 多目的トイレ設置校数 | 小学校 | 6校 | 8校 | 12校 |
| | 中学校 | 3校 | 3校 | 6校 |

3 教育の機会均等の確保

(1) 就学等の奨励・援助の推進（学校教育課・保育課）

世帯の所得状況等に応じて、就学が困難と認められる児童生徒の保護者へ必要な援助を行います。

さらに、特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者へ必要な経費の補助を行うほか、特別な支援を必要とする園児を受け入れている私立幼稚園に対する支援を行うなど、関係機関と連携して、就園支援の充実を図ります。

(2) 上級学校への入学支援の推進（教育総務課）

意欲ある生徒が経済面で心配することなく、上級学校へ安心して進学できるよう、高等学校、大学及び専修学校への入学希望者の保護者で資金の調達が困難な方に対し、入学準備金の貸付け等を行います。

【数値目標】

| 指標 | 実績値 | | 目標値 |
|-----------|-------|-------|-------|
| | 令和元年度 | 令和3年度 | 令和9年度 |
| 入学準備金貸付件数 | 7件 | 10件 | 10件 |



施設一体型小中一貫教育※特認校「城山学園」

平成27年4月、城山小学校を城山中学校の敷地内に移転し、小学校と中学校が同じ敷地内で一体的に教育活動を展開する、県内公立校で初となる施設一体型小中一貫教育※校「城山学園」が開校しました。城山学園では、小学校と中学校の9年間の系統性・継続性を重視し、児童生徒の発達段階を踏まえた教育活動を通じて、「学力の向上」と「豊かな心の育成」を目指しており、令和5年4月から特認校として、市内全域の小中学生を受け入れていきます。



第2節 社会教育、文化の振興・文化財の保護



基本方針 社会教育の機会の確保及び文化の振興と文化財の保護

【基本目標】

生涯にわたる学習や活動の機会を確保し、その成果を生かし、地域活動や文化活動が活発に行われる、活力ある地域社会を形成します。

また、多様な文化・芸術・歴史に市民が気軽に接することで、心の豊かさを育みます。

【現況・課題】

- 社会の変化に伴う多様なニーズに対応した学習や活動の機会を提供するとともに、その成果を生かすことができる環境の整備が必要です。
- 地域活動や文化活動の拠点である社会教育施設、文化施設を、より身近で親しみやすくし、幅広い世代の市民に利用していただくための取組が必要であるとともに、施設の老朽化等に対応した適切な管理・運営が必要です。
- 少子高齢化、価値観の変化等に伴い、文化や歴史に触れる機会が減ってきており、文化や歴史の振興・保護・継承が必要です。

【施策の方針・事業】

I 生涯学習社会[※]の構築

(1) 生涯学習施策の計画的推進（社会教育課）

生涯を通じた幅広い学習機会を市民に提供し、坂戸市における生涯学習社会[※]の実現を図るため、生涯学習推進にかかる各施策を計画的に推進します。

(2) 生涯学習の推進（社会教育課）

市民の多様な学習ニーズに対応できるよう、各種の学習情報の提供に努めるとともに、時代の変化や地域の課題に対応した新たな講座等の展開や、学習活動を通じたネットワークづくりなどにより、市民の生涯学習を推進します。

また、職員出前講座、市民の学び合いによる「さかど市民塾」等の充実により、学習成果が生かされる生涯学習によるまちづくりを推進します。

【数値目標】

| 指標 | 実績値 | | 目標値 |
|--------------|-------|-------|-------|
| | 令和元年度 | 令和3年度 | 令和9年度 |
| 職員出前講座の実施件数 | 61 件 | 34 件 | 50 件 |
| さかど市民塾の募集講座数 | 34 講座 | 33 講座 | 38 講座 |



さかど市民塾の様子

2 社会教育の充実

(1) 社会教育施設の整備・充実（社会教育課）

個人の学習や絆づくり、地域づくりなどの多様なニーズに応えることができるよう社会教育施設の整備・充実に努めます。そのため、社会教育施設を地域における学習の拠点、人づくり・まちづくりの拠点として、各種事業の展開を図ります。

(2) 地域課題等への学習機会の拡充（社会教育課）

地域における学習活動を活性化させ、様々な地域課題等に対応する力を付けるとともに、地域の教育力^{*}の向上につながるよう学習機会の整備・拡充を図ります。

(3) 学校教育との連携強化・充実（社会教育課）

学校と地域が相互にかかわり合っって子どもたちを育てていくことができるよう、学習支援事業「学力のびのび塾」の実施等、学校教育との連携強化・充実に努めます。

(4) 人権教育^{*}の推進（社会教育課・人権推進課）

女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、インターネット・SNS等による人権侵害等の様々な人権課題に対する市民の知識や理解を深め、人権尊重の精神を確立するための人権教育^{*}を推進することで、人権意識の高揚を図ります。

(5) 家庭教育への支援・充実（社会教育課）

家庭の教育力の向上及び児童の健全育成を目指すため、保護者に対する学習の機会や情報提供、家庭教育のために必要な支援の充実に努めます。

【数値目標】

| 指標 | 実績値 | | 目標値 |
|--------------|-------|-------|-------|
| | 令和元年度 | 令和3年度 | 令和9年度 |
| 学力のびのび塾実施教室数 | 13 教室 | 12 教室 | 14 教室 |
| 人権講座参加者数 | 1309人 | 396人 | 500人 |



「学力のびのび塾」

児童の基礎学力の定着と自学自習の態度を養うための取組として、小学生を対象に学習支援事業「学力のびのび塾」を開催しています。学習支援員は地域の人材を活用し、児童に合わせた支援を心がけています。



3 公民館等の充実

(1) 公民館等事業の充実（各公民館・地域交流センター）

地域住民にとって最も身近な学びの拠点として、公民館等での各種教室・講座等を通して、実際の生活に即した教養の向上、健康の増進、生活文化の向上等にかかる事業を充実します。

(2) クラブ・サークルの支援・育成（各公民館・地域交流センター）

市民主体の学習活動の活性化を図るとともに、市民とともに歩む社会教育施設・事業を推進していくため、公民館等を活動拠点としているクラブ・サークルの支援・育成を図ります。

(3) 学習情報の提供（各公民館・地域交流センター）

坂戸市のホームページなど、様々な広報手段を活用し、公民館等で活動している団体・サークル、また講座等の情報、各種事業の情報を提供します。

【数値目標】

| 指標 | 実績値 | | 目標値 |
|-------------|-----------|-----------|-----------|
| | 令和元年度 | 令和3年度 | 令和9年度 |
| 公民館等利用者数 | 333,225 人 | 182,392 人 | 220,000 人 |
| 各種教室・講座等開催数 | 87 講座 | 48 講座 | 95 講座 |



図書館事業の様子（絵本作家 浜田桂子氏講演会）

4 図書館の充実

(1) 図書館事業の充実（図書館）

市民の要求や課題に対応した資料を提供する情報拠点として、きめ細やかな貸出、レファレンス・サービス※や各種事業を推進します。また、図書館サービスの更なる充実に向け、図書館ボランティアの養成と活用に努めます。

(2) 図書等の整備（図書館）

高度化・多様化する市民の学習要求に対応するため、電子図書館の推進とともに、各種の情報提供や図書等の整備充実を図ります。また、郷土資料として保有する大川平三郎翁関係資料の保管活用を通じ、顕彰します。

(3) 子どもの読書活動の推進（図書館）

家庭における子どもの読書活動を推進していくため、読み聞かせの大切さや、子どもの読書活動の重要性について理解を促すとともに、全ての子どもが読書に親しみ、読書習慣を身に付けられるよう、地域・家庭・学校の連携による読書の機会の提供及び読書環境の整備を行います。

(4) 情報化社会への対応（図書館）

市民が図書館資料や読書活動等の機会に関する情報を入手しやすくなるよう、図書館システムを活用したサービスや、ICT※を活用したサービスの充実を図ります。

【数値目標】

| 指標 | 実績値 | | 目標値 |
|--------------------|------------|------------|------------|
| | 令和元年度 | 令和3年度 | 令和9年度 |
| 図書等資料貸出サービス（年間） | 476,031 冊点 | 331,283 冊点 | 500,000 冊点 |
| 人口1人当たり貸出冊点数（個人貸出） | 4.72 冊点 | 2.56 冊点 | 5.0 冊点 |
| 図書館ボランティア登録者数 | 98 人 | 82 人 | 100 人 |

5 文化活動の振興

(1) 文化事業の推進（市民生活課・社会教育課）

芸術・文化の裾野が広がり、広く市民が芸術文化に触れることができるよう、優れた芸術文化の鑑賞事業、文化団体の発表機会の提供、文化行事の開催などに努めます。

(2) 文化団体の育成（市民生活課・社会教育課）

地域における文化活動の推進を図るため、文化団体や市民の各種文化活動に対して、各種機関と協力し、支援の充実を図ります。

(3) 文化施設の充実（市民生活課・社会教育課）

美術・音楽・演劇その他の文化活動を円滑に行えるよう、文化施設の適切な維持管理を行います。

【数値目標】

| 指標 | 実績値 | | 目標値 |
|------------|--------|-------|--------|
| | 令和元年度 | 令和3年度 | 令和9年度 |
| 芸術文化祭作品出展数 | 298点 | 0点 | 320点 |
| 芸術文化祭入場者数 | 3,728人 | 0人 | 3,750人 |

※令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため芸術文化祭が開催中止となり、作品出展数・入場者数ともに実績値が0となっています。



坂戸市文化会館「ふれあ」

坂戸市文化会館「ふれあ」は、1,088席のホールやギャラリー、会議室などを備え、坂戸市の文化活動の拠点となっている施設です。現在、指定管理者により運営されています。「ふれあ」の愛称は公募により選ばれたものです。



6 文化財の保護

(1) 文化財の調査・活用の推進（社会教育課）

広く市民が文化財に親しみ、その価値への理解を深めることができるよう、埋蔵文化財*の調査・記録保存、指定文化財の保護・活用、新たな指定・解除、郷土の歴史資料などの整理を行い、研究資料の活用を推進します。

(2) 文化財保護意識の普及（社会教育課）

文化財案内板の設置、広報誌の発行、埋蔵文化財*出土品展の開催などを行い、文化財が市民共有の財産であることに対する市民の理解を深め、また、地域の歴史を学習するためのきっかけづくりともなるよう文化財保護意識の普及に努めます。

(3) 文化財保存・継承の促進（社会教育課）

市内に残る貴重な財産である文化財を適切に保存管理し、地域の歴史、文化を継承します。また、出土遺物等を展示公開し、地域の文化財を活用します。さらに、郷土芸能の後継者養成等を促進するとともに、市民のふるさと意識を醸成します。

(4) 歴史民俗資料館の充実（社会教育課）

歴史民俗資料館の老朽化対策を実施するとともに、郷土意識を高めるため、民具資料、考古資料等の調査・研究に努め、展示の充実及び活用をします。

【数値目標】

| 指標 | 実績値 | | 目標値 |
|----------------|-------|-------|-------|
| | 令和元年度 | 令和3年度 | 令和9年度 |
| 埋蔵文化財*出土品展来場者数 | 362人 | 361人 | 540人 |



赤尾ばやしの様子

第3節 青少年の健全な育成



基本方針 青少年の健全な育成

【基本目標】

学校・家庭・地域・青少年関係機関が相互に連携して啓発を行うことにより、青少年が健全に育つ明るい社会を展開します。また、青少年を社会の構成員として尊重し、その自覚を促すことで、自主性や協調性、適切な倫理観等が醸成される育成環境を構築します。

【現況・課題】

- スマートフォン等の急速な普及により、有害な情報に触れたり、SNSに起因した事件や薬物などのトラブルに巻き込まれる青少年が増加する懸念があります。
- 家庭での教育で身につけるべき基本的な生活習慣や、地域との関わりの中で培われる自主性や協調性など、社会性を十分に学ぶ機会がない青少年が見受けられます。

【施策の方針・事業】

1 健全育成活動の充実

(1) 推進体制の整備・充実（社会教育課）

青少年育成坂戸市民会議及び各中学校区地区会議を中心に、青少年関係機関と連携し健全育成活動を推進するため、市民と協働して体制を整備します。

(2) 地域環境づくりの推進（社会教育課）

地域ぐるみで青少年対策に取り組んでいけるよう、家庭・学校・地域社会と連携を図り、有害環境から青少年を守るためのパトロールや見守り活動、こども110番事業や青少年健全育成推進店制度など、市民と協働して推進します。

青少年をスマートフォンの普及による弊害等から守るため、SNSなどの利用による青少年の犯罪被害の防止や、薬物乱用防止等について啓発します。

【数値目標】

| 指標 | 実績値 | | 目標値 |
|---------------------|----------|----------|----------|
| | 令和元年度 | 令和3年度 | 令和9年度 |
| 安心安全（環境浄化）パトロール | 68,048 人 | 42,368 人 | 43,270 人 |
| こども 110 番事業協力家庭・店舗数 | 750 か所 | 678 か所 | 703 か所 |
| 青少年健全育成推進店舗数 | 135 店舗 | 132 店舗 | 142 店舗 |



青少年健全育成推進店

青少年健全育成推進店は主に深夜営業を営む店舗等に依頼し深夜（午後 11 時以降）に来店する青少年に対して温かな声をかけることにより、青少年の帰宅を促す制度です。令和 3 年度現在、市内で 132 の店舗、事業所にご協力いただいています。



青少年健全育成推進店ステッカー

2 健全な家庭づくりの推進

(1) 健全な家庭づくりの啓発（社会教育課・こども支援課）

家庭の日[※]の普及に向けた広報活動など、健全な家庭づくりを推進するための啓発活動を実施します。

また、家庭児童相談や家庭訪問を通じて、家庭や子育てに関する相談に応じ、助言を行うことにより、育児等に対する不安の軽減を図り、児童虐待の防止に努めます。11月の児童虐待防止推進月間に合わせ、児童虐待防止に関する啓発活動を実施することにより、地域ぐるみで児童虐待の予防対策を進めていきます。

3 青少年活動の充実

(1) 青少年活動の場の充実（社会教育課・保育課）

自主性、主体性及び協調性を持ち、心豊かな青少年を育成するための事業、地域社会のサポート、教育力を生かした青少年の安心・安全な居場所づくり事業等及び青少年の活動の機会である放課後げんき教室の充実を図ります。また、「一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室[※]」を開催します。

(2) 青少年のまちづくりへの参加促進（社会教育課）

社会の一員としての自覚と責任、規範意識、他者への思いやりの気持ちを持った青少年の育成を図るため、青少年団体の育成及び活動支援を充実し、青少年ボランティア活動及び地域活動への参加を促進します。

【数値目標】

| 指標 | 実績値 | | 目標値 |
|--|-------|-------|-------|
| | 令和元年度 | 令和3年度 | 令和9年度 |
| 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室 [※] 実施校数 | 3校 | 0校 | 4校 |

※令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、放課後児童クラブのみ実施しました。

第4節 スポーツ・レクリエーション



基本方針 スポーツ・レクリエーション活動の推進

【基本目標】

市民一人一人がいきいきと過ごし、心身ともに健康で豊かな生活を送れるよう、スポーツ・レクリエーションを実践できる施設や環境の整備を推進します。

【現況・課題】

- 生涯スポーツ社会の実現に向け、スポーツ教室・大会等を充実し、スポーツ・レクリエーション団体及び指導者を育成するとともに、施設や団体等の情報提供体制を整備します。
- 市民総合運動公園等のスポーツ施設の整備・充実はもとより、学校・公民館等の有効活用並びに誰もが使いやすい施設の整備・充実及び効率的な利用を促進します。

【施策の方針・事業】

1 スポーツ・レクリエーション活動の充実・支援

(1) スポーツ教室・大会等の充実（スポーツ推進課）

市民が自主的かつ積極的に参加できるような各種スポーツ教室・大会等を充実させるとともに、多様目多世代間の親睦や交流を深めるための、スポーツイベントを開催します。

(2) 団体・選手の支援（スポーツ推進課）

生涯スポーツの振興と、スポーツを通じた市民の交流促進と健康意識の向上につながるよう、スポーツ・レクリエーション団体への活動支援を行います。また、全国大会及び関東大会の出場者への支援、並びに新規団体の結成を支援します。

(3) 総合型地域スポーツクラブ*の設立・支援（スポーツ推進課）

市民が興味又は関心に応じて身近にスポーツに親しむことができる環境づくりを進めるため、市民が主体的に運営する既存の総合型地域スポーツクラブ*の状況等を分析していくとともに、クラブの設立・支援を図ります。また、スポーツ・レクリエーションを通じた地域づくりにより、地域社会の一体感・連帯感の醸成を図ります。

(4) 指導者の育成・活用（スポーツ推進課）

市民の多様なスポーツニーズに対応し、安心してスポーツ活動に参加できるよう、指導者養成講習会や研修会等を通して指導者を育成します。また、スポーツリーダーバンク*や大学との連携により質の高い指導者を活用します。

(5) 障害者スポーツの推進（スポーツ推進課）

障害の有無に関わらずスポーツを行うことができる社会を実現するため、障害の種類・程度に応じ、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、関係機関等と連携し、推進・支援します。

(6) 子どものスポーツの推進（スポーツ推進課）

子どもの心身の健全な発育・発達のために、スポーツに親しむ習慣を身に付けることにより、生涯にわたり健全な心と身体を培い豊かな人間性を育むことができるよう努めます。また、子どもたちが学校外で体を動かしたり、スポーツができる機会・場所の整備及び充実に努めます。

(7) 情報提供体制の向上（スポーツ推進課）

施設の利用状況、予約状況を提供する坂戸市公共施設予約システムを活用し、利用者の利便性を高めます。

【数値目標】

| 指標 | 実績値 | | 目標値 |
|----------------|--------|-------|--------|
| | 令和元年度 | 令和3年度 | 令和9年度 |
| 教育委員会主催の大会参加者数 | 6,311人 | 550人 | 5,540人 |
| 教育委員会主催の大会数 | 8大会 | 1大会 | 6大会 |



坂戸市民チャリティマラソンの様子

2 施設の整備・充実・活用

(1) スポーツ施設の整備・充実（スポーツ推進課）

市民の健康・体づくりの拠点として市民総合運動公園、健康増進施設及び各種スポーツ施設の整備・充実を推進します。また、市民総合運動公園及び健康増進施設は、引き続き指定管理者制度の運用により、民間ノウハウを活用した魅力ある施設とするとともに、更なる市民サービスの向上を図ります。

(2) 河川敷・都市公園の活用（スポーツ推進課）

市民のスポーツ・レクリエーション活動やウォーキングの場として、河川敷及び都市公園のグラウンドの有効利用を促進します。

(3) 学校体育施設の活用（スポーツ推進課）

学校体育施設開放により、市民のスポーツ・レクリエーション活動の場及び地域スポーツクラブの活動拠点として、学校・地域ともに互恵関係となるような制度の運用に努め、施設の有効活用を促進します。

(4) 公民館等公共施設の活用（スポーツ推進課）

公民館等の公共施設について、各種スポーツ大会の開催、市民の身近なスポーツ・レクリエーション活動の場及び地域スポーツクラブの活動拠点として有効活用を促進します。

【数値目標】

| 指標 | 実績値 | | 目標値 |
|--------------|----------|----------|----------|
| | 令和元年度 | 令和3年度 | 令和9年度 |
| 市民総合運動公園利用者数 | 268,547人 | 110,620人 | 214,800人 |
| 健康増進施設利用者数 | 93,262人 | 47,668人 | 74,600人 |



坂戸市民総合運動公園

坂戸市民総合運動公園は、大・小体育室、屋外プール、テニスコート、トレーニング施設、軟式球場、多目的運動場等を備えた総合スポーツ施設として、坂戸市のスポーツの拠点となっています。



第4章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

本計画は坂戸市総合計画、実施計画に則ったものであり、その推進に当たっては、坂戸市及び教育委員会が、国・県の関係機関をはじめ、学校・家庭・地域社会・行政の密接な連携を図るとともに、それぞれが適切な役割と責任を果たすことを求めつつ、本計画に定める施策・事業の着実な推進をしていきます。

また、坂戸市では平成27年4月に施行された改正「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和31年法律第162号）により制度の見直しが行われたことにより、市長と教育委員会が教育政策について協議を行う総合教育会議^{*}が設置されました。

今後においても、市長と教育委員会が連携し、総合教育会議^{*}において、重要な事項等に対する取組について審議を行い、必要な施策の見直し等を随時行うとともに、教育委員会会議の充実を図りながら、開かれた教育委員会運営に努め、より良い教育行政を目指します。

第2節 計画の周知

本計画の実施に当たっては、子どもの教育にかかわる全ての市民への周知を図り、意識啓発を行い、共通理解を得ながら推進していくことが重要となります。

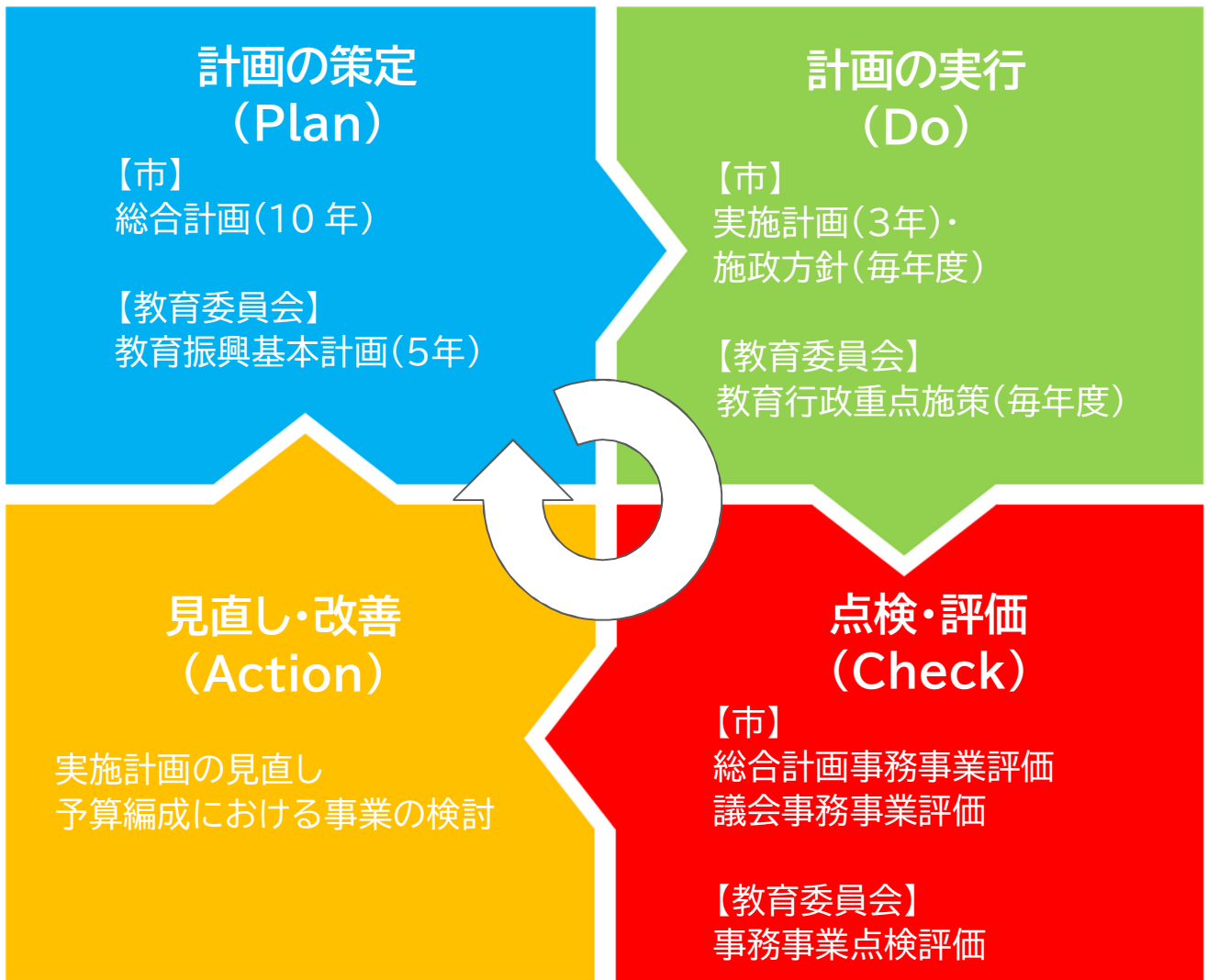
本計画の周知へ向け、広報紙やホームページ、SNSをはじめ、あらゆる媒体・機会を活用して市民へ周知するための広報活動を積極的に展開します。

第3節 計画の進行管理

本計画の進行管理は、PDCAサイクル（計画の策定－計画の実行－点検・評価－見直し・改善）に基づいて行い、本計画に定める目標値の達成度合いを基準に、必要な改善策を検討し、新たな施策に結び付けていきます。

本計画の進行状況については、教育委員会で毎年度実施している事務事業の点検評価に、学識経験者等の知見を活用しながら、現状と課題についての分析を行い、その結果についてホームページ等で公表し、周知していきます。

■ P D C A サイクルに基づく計画の推進



資料編

計画の策定経過

| 年 月 日 | 内 容 |
|------------------------|---|
| 令和4年8月17日 | 第1回教育振興基本計画策定庁内検討委員会【書面開催】(計画の概要) |
| 令和4年9月27日 | 教育委員会協議会(計画策定の概要、基本方針) |
| 令和4年12月1日 ～令和5年1月4日 | 市民コメント (市政情報コーナー、教育総務課窓口、各出張所、各公民館、入西地域交流センター、中央図書館) ※広報さかど12月号及び市ホームページ掲載 意見提出者数：3人 |
| 令和5年1月17日 | 教育委員会協議会(市民コメント結果等の協議) |
| 令和5年1月18日 | 第2回教育振興基本計画策定庁内検討委員会【書面開催】(市民コメント結果等の協議) |
| 令和5年2月7日 | 教育委員会会議(「坂戸市教育振興基本計画の策定について」を可決) |
| 令和5年3月9日 | 市長・計画策定を決裁 |

用語解説

| 用語 | 説明 | ページ番号 |
|------------------------|---|-------------------------|
| ICT | Information and Communication Technology の略。情報（Information）・通信（Communication）に関する技術の総称。 | 1、5、 20、22、 26、33 |
| 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室 | 放課後児童クラブと放課後子ども教室の児童が、同一の小学校内の活動場所において、放課後子ども教室が実施するプログラムに参加できるもの。 | 38 |
| 学校応援団 | 学校における学習活動、安心・安全確保、環境整備などについて、ボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動組織。 | 24 |
| 家庭学習ガイドライン | 児童生徒が学習に興味・関心を持ち、学力を着実に身に付けるために、家庭での学習の取組や規則正しい生活習慣について坂戸市教育委員会が定めたガイドライン。 | 24 |
| 家庭の日 | 忙しい毎日の生活の中で、家族みんながそろって食事をしたり、家族団らんするなど、家族でふれあうように心がける日として、埼玉県が毎月第3日曜日を「家庭の日」と定めたもの。 | 38 |
| 共生社会 | これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会であり、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会。 | 20、24 |
| 坂戸市学力向上グランドデザイン | 坂戸市教育委員会が児童生徒の学力向上に向けて学校教育での授業改善、基礎基本の徹底、家庭学習の定着に関する手立てなどを定めたもの。 | 24 |
| 生涯学習社会 | 生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が社会において適切に評価されるような社会。 | 20、28 |
| 小中一貫教育 | 初等教育（一般の小学校で行われている教育）と前期中等教育（一般の中学校で行われている教育）の課程を調整し、一貫性を持たせた体系的な学校制度。 | 20、26、 27 |
| 食育 | 生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。 | 20、22、 23 |
| 人権教育 | 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）では、人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」（第2条）」としている。 | 20、23、 30 |
| スポーツリーダーバンク | スポーツ指導者の登録・紹介制度。 | 39 |

| 用語 | 説明 | ページ 番号 |
|--------------|--|---------------|
| 総合型地域スポーツクラブ | 人々が身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、子どもから高齢者まで(多世代)、様々なスポーツを愛好する人々が(多種目)、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる(多志向)、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。 | 21、39 |
| 総合教育会議 | 市長と教育委員会で構成され、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や根本となる方針としての大綱の策定、教育を行うための諸条件の整備等重点的に講ずべき施策及び児童生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置についての協議・調整を行う会議。 | 43 |
| 地域の教育力 | 地域社会の中で大人や様々な年齢の友人と交流し、様々な生活体験、社会体験、自然体験などを積み重ねるような機会があること。 | 4、5、 25、30 |
| 中1ギャップ | 中学校進学段階における学習環境の変化や人間関係の多様化により生徒が戸惑いや不安を感じ学校生活に適応できず、学習意欲の低下や不登校などが増加すること。 | 26 |
| 天然記念物 | 学術上価値の高い動物・植物・地質鉱物で、その保護・保存を主務官庁から指定されたもの。 例：ステゴビル(新堀 金山神社)、シダレザクラ(中小坂 慈眼寺) | 15 |
| 取り出し指導 | 日本語指導が必要な児童生徒に対して、当該児童生徒の在籍学級以外の教室で指導を行うこと。 | 24 |
| 埋蔵文化財 | 土地や水面下に埋蔵されている考古学的な遺跡・遺構・遺物のこと。 | 35 |
| ライフスタイル | 生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方。 | 5 |
| レファレンス・サービス | 図書館利用者が学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料などを求めた際に、図書館員が情報そのもの、あるいはそのために必要とされる資料を検索・提供・回答することによってこれを助ける業務。 | 33 |

持続可能な開発目標 (SDGs)

| | | | |
|---|--|---|---|
|  | <p>目標 1 (貧困) あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる。</p> |  | <p>目標 10 (不平等) 国内及び各国間の不平等を是正する。</p> |
|  | <p>目標 2 (飢餓) 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する。</p> |  | <p>目標 11 (持続可能な都市) 包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p> |
|  | <p>目標 3 (保健) あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p> |  | <p>目標 12 (持続可能な消費と生産) 持続可能な生産消費形態を確保する。</p> |
|  | <p>目標 4 (教育) すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。</p> |  | <p>目標 13 (気候変動) 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。</p> |
|  | <p>目標 5 (ジェンダー) ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。</p> |  | <p>目標 14 (海洋資源) 持続可能な開発のために、海岸・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。</p> |
|  | <p>目標 6 (水・衛生) すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。</p> |  | <p>目標 15 (陸上資源) 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の促進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。</p> |
|  | <p>目標 7 (エネルギー) すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代エネルギーへのアクセスを確保する。</p> |  | <p>目標 16 (平和) 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。</p> |
|  | <p>目標 8 (経済成長と雇用) 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。</p> |  | <p>目標 17 (実施手段) 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p> |
|  | <p>目標 9 (イノベーション) 強靭(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの促進を図る。</p> | | |

出典：外務省「持続可能な開発のための 2030 アジェンダと日本の取組」(平成 29 (2017) 年 3 月)

第2次坂戸市教育振興基本計画

発行年月 ■ 令和5年3月

発行 ■ 坂戸市・坂戸市教育委員会

〒350-0292 埼玉県坂戸市千代田 1-1-1

電話：049-283-1331 Fax：049-283-1691
